

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第10回定例会 令和 2 年12月 8 日 開 会
令和 3 年 3 月 1 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年12月9日（水曜日）

第10回南三陸町議会定例会会議録

（第2日目）

令和2年12月9日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦 浩 君
總務課長	高橋 一 清 君
企画課長	及川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊 介 君
管財課長	阿部 彰 君
町民稅務課長	阿部 明 広 君
保健福祉課長	菅原 義 明 君
環境対策課長	佐藤 孝 志 君
農林水産課長	千葉 啓 君
商工觀光課長	佐藤 宏 明 君
建設課長	及川 幸 弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛 君
上下水道事業所長	佐藤 正 文 君
歌津綜合支所長	三浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和 則 君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明 君
教育總務課長	阿部 俊 光 君
生涯學習課長	大森 隆 市 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長 恒 君
事務局長	男澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知 樹
主幹兼總務係長 兼議事調査係長	小野 寛 和

議事日程 第2号

令和2年12月9日(水曜日)

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

定例会2日目の一般質問から入りたいと思いますので、本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告2番、佐藤雄一君。質問件名、小森地内の仮設橋撤去について。以上1件について、一問一答方式による佐藤雄一君の登壇発言を許します。3番佐藤雄一君。

〔3番 佐藤雄一君 登壇〕

○3番（佐藤雄一君） おはようございます。

3番議員の佐藤でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、壇上よりの一般質問をさせていただきます。

質問件名は、小森地内の仮設橋の撤去についてということでございます。質問相手は町長です。

質問の内容は、先月、11月18日に撤去に係る説明会が役場のほうであったそうですが、役場ではなくて地区公民館であったそうですが、突然のことで住民が驚いております。当該仮設橋は小森団地への進入道路でもあり、住民の生活道路としての機能が奪われることで、不便を来すことだけではなく、災害時や火災時の有事の際に地区の孤立化を招く恐れがあると考えられます。住民のための行政でなくてはならないと思うわけですが、国が行う事業とはいえ、地区住民が犠牲になることが想定される状況で、仮設橋の撤去を町として容認するのか、その考えを伺いたしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

佐藤雄一議員の御質問であります。

小森地内の仮設橋撤去についてお答えをさせていただきます。

現在、三陸道の事業に伴いまして小森地区に設置をされております仮橋でございますが、今後、事業の進捗に合わせて撤去工事が予定されておりますが、これに伴い、先般、小森行政区を対象に説明会を開催したところであります。

当該仮橋は、平成24年に国土交通省が三陸道事業に伴い設置したものでありまして、今年度いっぱいをめどに撤去される予定となっております。

震災前、小森地区には町道小森牛峰1号線小森牛峰橋が設置されておりましたが、東日本大震災により被災し、流失したことから、町では被災した小森牛峰橋の復旧に向け、復旧計画を策定し、公共土木施設災害復旧事業において、国・県の同意を得たところであります。

しかしながら、事業対象用地の一部の地権者との用地取得に向けた交渉が難航し、合意が得られず、復興期間の期限が迫り、復旧を断念せざるを得ないという状況になったものであります。

このような中、町といたしましては、現在の仮橋について、三陸道事業完了後の恒久的な残置を関係機関と協議を重ねてきたところでありますが、結果として仮設構造物であることに加え、現状において治水上、安全な河川構造物としての基準を満たしていないことから、河川管理者である宮城県から「河川占用等許可の継続は困難である」との回答を得ました。

なお、昨年10月には台風19号が発生し、町内各所において甚大な被害が生じましたが、当該箇所においても河川増水に伴い、仮橋部に流木等が堆積し、河川の断面阻害が生じ、越水等の災害が発生をいたしております。

これらのことから小森地内の仮橋については、三陸道事業完了後、国土交通省において撤去を行うということになりますが、これまで地区への進入路でもあり、住民の生活道路としての機能も果たしてきた仮橋でありますので、撤去に伴う対応案といたしまして、既存町道の小森牛峰1号及び小森熊田線から成る熊田橋に通じるルートについて舗装の修繕や現況道路幅員が狭く車両のすれ違いが困難な区間等を対象に車両待避所の設置、拡幅等の道路改良を計画をしてみたいと考えております。

計画の策定に当たりましては、地区の御意見を可能な限り反映することで、町道としての機能を強化するとともに、地区住民の皆様の安全確保と福祉の維持向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今町長から答弁ありましたけれども、計画されてから地権者にどのような形で理解を求めるようなお話しとか、何回ぐらい持ったのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 地権者の方とは27年7月から数度にわたって、ちょっと正確に何回というのは今資料持ち合わせてございませんが、数度にわたり交渉してまいったというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 数字的なことはともかくといたしまして、実は当該の地権者の方、仙台にお住まいの方でございまして、その方に対しまして担当建設課のほうでも何度か足を向けてお願いをしておりました。しかしながら、残念ながら、協力は一切できないというふうなお話でございましたし、最終的には、多分、多分といたしますか、こういった土地交渉に私が出る機会というのはほとんどございませんが、最終的にはこの方にも私からお願いをしたという経緯がございますが、残念ながら了解を得られない、理解を得られないということでございましたので、先ほどお話ししましたように、この復旧の事業の期間等もございましたので、これを断念せざるを得ないというふうな最終的な判断はさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 町長も出かけていただいて交渉に当たったというような答弁でございましたが、こうなることは地域住民の方もできたときからは理解してはいたんだろうなと思うわけでございます。ただ、なぜもっと早く地域住民に説明会なり、こうなるんだというような形の中で、その会議が持たれなかったのか。それで、地域住民に案内が配られたというのは10月30日付ですけれども、月初めの広報等で連絡が行ったということで、中身については、橋梁復旧、復旧ですよ、復旧計画の検討ということで、案内が出されたそうです。でも、当日の式次第を見ますと、撤去1文字、そういうようなすり替えみたいな感じで、人寄せみたいな案内を出してすり替えするような中身です。代替案を出すような、代替案とその橋を別個に考えて今まで生活道路として使っていた地域住民のために何とか手を打たなかったのかなと思うわけですけれども、町長、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 文書の中身について私拝見をしてございませんので、文書を発送した担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 文書を発送した建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 文書につきましては、ちょっと今手元にございませんであれなんです、説明会ということで、文言の差し替えということではございせんが、事前に地区の代表者の方にちょっと説明内容等々御説明をさせていただいた上で、確かに説明会を開催させていただいていると。今の御指摘のようなことがあるということでございますので、確かにそれは不適切だったかなというふうには感じてございます。ただ、事前に地区代表者の方に、一応こういった内容の御説明をしたいので、ちょっと説明会を開催させていただきたいということで、お願いはしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、震災前までにあった木橋については、あれは町で造ったということなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当時、経緯としましては、町道ということで認定をしてございますので、町で設置をしたんだらうなというふうにございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうであれば、この大震災において、災害、被災されたその橋については、ほとんどの復旧工事ということで、当初計画されなくてはいけない町道の橋ではなかったのかなと思うわけなんですけれども、その辺は計画に入っていなかったんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの木橋の時代にどちらがつけたかというのは、多分、今町かなという話なんです、多分あれ造ったのは50年以上前になるかと思います。40年か。40年ぐらい前になるかと思います。あそこに、多分御承知だと思いますが、自動車運転の教習所がありまして、そこに入っていくために必要だということで多分つけたんだらうというふうにございます。町でつけたんだから計画にというお話ですが、先ほど私答弁したとおり、復旧をしようということでの計画は上げました。当然国にも県にも了解をもらいました。しかしながら、残念ながら、肝腎要の土地の了解を得られないということで、断念せざるを得なかった。

例えば、今の牛峰橋のところに再度橋を架けるということになりますと、基本的にはもうすぐ国道398号がございますので、当然橋を架ける際には随分高くつけなければいけませんので、398号そのものがすぐ近くにあるという関係上、どうしても構造上、あの場所には橋はつけら

れないということで、様々な検討はしてまいったんですが、断念せざるを得ないということと併せて、昨年台風19号で、あの場所で大変大きな被害が出ました。当該の地域の皆さん方、地域の方がおいでいただきまして、要望されました。ぜひ撤去していただきたいと。そうでないと、また台風時期に同じような被害が起きるということで、ぜひこれは撤去していただきたいという要望もいただきました。多面的に我々としても検討させていただきましたが、基本的には国土交通省の施設であるということ。三陸道の仕事が終われば、これは撤去するという、国土交通省のものを国土交通省が撤去するというのでございますので、これ以上我々としてなかなか対抗できないということがございます。

したがいまして、当該地域の皆さん方の説明会において、これまでの熊田橋から行ったルートについて、道路の拡幅、それから多分御承知だと思いますが、橋を下りて熊田橋から真っすぐ行ったところに、ちょうど大分段差が大きくなっておりまして、その段差の解消も含めて通行しやすいように道路の改良工事を行うということで御説明をさせていただいて、そのほかにも地域の皆さん、ぎっくりカーブありますので、その辺の改修の問題を含めていろいろ御指摘をいただいておりますので、そういった地域の皆さん方の御意見を限りなく取り入れながら道路改良してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 町長は、町村会の会長さんを務められているということを住民誰もが分かっていると思われまして。そこで、知事との関係は結構友好的感じなのかなと皆さん期待していたわけなんですけど、その辺をうまくできなかったのかなと。随分期間があったんですから、もうちょっと考え方を、一地権者が絶対駄目だ、これは個人の権利ですから、これはどうしようもないんですが、ただそのやり方が、もう少し地権者に対してやり方が、お願いする仕方があったのかなと思うんですが、そうですね、写真ができてから、くいを打ってから相談しても、これは駄目なのかなと最初から思うんですが、人の感情を高ぶらないためにも、最初のやり方がちょっといまいちどうだったのかなと自分なりに考えるんですけども、本当に誠意を持って当たったのか、最初に、その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初のやり方という今お話してございます。確認です、確認。最初のやり方が間違っただということがどういうことを御指摘しているのか、ちょっとお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 反問権、行使します。佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 新人議員にはちょっと反問権、使ったことはないものですから、使われたことがないものですからね、そういう方に質問するのもどうかと思うわけでございます。その辺を理解していただきながら逆に答弁していただきたいと思うんですが、本当に、地権者に対して、最初からありきの、ありきですよ、町の計画ありき、決定みたいな感じのありきが地権者にいら立ちを持たらせるかもしれない。かもです。出来上がった図面、構造を見せて、これでどうですかでは、ちょっとうまくないんじゃないかなと、私はそう思っているんです。どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 別に反問権というか確認です。使いたいわけじゃなくて、質問が何の質問か分からなかったの、確認をさせていただいただけでございますので。

実は、この話、詳しくは私申し上げません、ここ議場です。これは、震災直後から引きずっている問題です。ですから、大変根が深いといえば大変根が深い問題でございまして、これを解きほぐすということについては、当時からの担当課、それから当時の副町長も含めて大変苦労した経緯があります。だから、そういったことが引きずっているということは間違いございませんが、ただ、それが結果として、そのことと、それから橋の再開、復旧の問題、できれば分けて考えていただきたいかかったんですが、なかなかそうはいかなかったという事実がございます。したがって、そういった震災直後の問題から含めていって、この土地の利用ということについては、これは大変難しいというふうに判断をせざるを得なかったということでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 説明の仕方が悪かったんじゃないかという御指摘でございますが、当然ながらある程度絵がないとどこにどういうふうにとということの御説明がそもそもできないということがございますので、やはりある一定の基本設計、概略設計的なものは当然お示しをしないと地権者の方には御理解をいただけないということで、ありきという話ではなくて、まずはその概略設計の段階で御相談を差し上げ、その交渉の中で、いろいろ提案等々も出たということもございまして、1枚の図面ありきで走ったわけではなくて種々の検討はさせていただいた上で数度交渉を重ねてまいった結果として御承諾がいただけないということでございますので、必ずしも図面1枚持ってこれありきということを進めてきた事業ではございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） この橋は、本当に毎日の利用者、地域住民ならず、配送関係の方、いろんな、郵便局の方、そういう方々が配送する順路として、とても生活道路なりにスムーズな配達ルートになっていると思っているんです。本当に使われていないならともかく、撤去して何とか架けていただけないのかなというような案はお持ちではないんですか。県では架けさせないというような感じですが、構造的に今の橋は、仮設橋は、工事用の大型車が通るためのはりせいも随分高くなった、幅もあります。地域住民は、普通乗用車で歩くだけの重さであれば、はりせいを3分の1とか、4分の1とか、そういうような形の中で何もダンプが通るような橋でなくてもいいのです、何とかこれは県にお願いして河川の上を使用させていただくような考え方、または今年の10月の災害、随分言われているようですが、県の河川管理が悪かったからだとは私は思っています。それを、災害が起きたからどうのこうの、そんな、はい、そうですと簡単に諦められるような地域住民のあの生活道路の橋ではないと私は思います。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の場所に構造を変えて架けられないかという御質問かと思いますが、今の橋の構造を変えて現位置に架け直すこと自体が、震災後に県のほうで河川計画というものが策定されまして、今の現状の橋、橋桁ですね、上部工の位置ですと河川の断面を阻害をしていると。計画流量を具体的に申し上げますと、一応300立米ほどの計画流量あるわけですが、その断面を阻害をしてしまうということでございますので、今の橋の構造が悪くて駄目だということではなくて、現位置に架け直すこと自体が計画上、河川の保全上まずいという判断のもとに県のほうから要は困難だということで回答を受けておるものでございます。

それに併せまして、いろいろと今回の災害査定で受けたルート以外につきましても、河川管理者である宮城県さんのほうと、この今の現状の小森牛峰橋の上下流において、どこか架けることが可能な場所がないかということで、これも御相談をさせていただいておりました。結果といたしまして、残念ながら398号線につきましても、もう既に沿道利用がされているということで、なかなか適地がないということで、断念せざるを得ないという状況でございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） あそこの川幅は震災後、大分広くなったような感じを受けていますが、町長、何とか県のほうにお願いをして、震災復興完遂に向けて、その橋も何とかお願いして

造っていただけるような方向づけにならないものではないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ここで私がお話しさせていただいているのは、今佐藤議員からいろいろのお話しいただいたことについては、これまでずっと国・県のほうにお話をしてくれて、結果として国・県も認められないということの内容について今ここでお話をさせていただいております。これまで「駄目だ、駄目だ」と言ってきた国・県が手のひらを返したように「はい、了解しました」と言うような案件ではないということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、強い口調でいろいろ佐藤議員からお話いただいておりますが、過日の説明会において、地域の皆さん方から御意見いただきました。基本的には何とか残すことができないのかという御意見もありましたが、逆にもっと前向きに、例えば具体的にこういうふうな案件でやっていただきたいと、いわゆる迂回路、熊田橋からの道路について何点か、5点ほどかな、要望が出ております。したがって、地域の方々も、もうこの橋の撤去を前提として、その代わりこういう方向で整備をしていただくということだったらばという、そういう前向きな御意見もいただいておりますので、全ての方々が佐藤議員がおっしゃるようにぜひということでの御意見ではないということだけは申し添えておきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、私もその辺、住民の方に確認をしたいと思います。あそこでは、17軒ですか、17軒あるそうです。そのうちの3軒は多分熊田橋近いと思いますが、ほとんどの方はあの橋を使っているということで、場所もいい、橋も架かっている、そういうことで、小森団地をついの住みかとしてうちを建てられた方も多分いるでしょう。そういう人を考えてみますと、私個人の話ではなくて本当に必要な橋なのかなと。ルートの、熊田橋から熊田線を真っすぐ行っても、可能なことは可能です。でも、行き止まりをつくるような都市計画内の道路はいかかなものなのかなと思うわけなんですけれども、どうですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町といたしましても、何とか熊田橋の代替というか、小森牛峰橋ですね、の代替ということで、種々検討、あとは関係諸機関と協議を進めさせていただきました。ぜひ町としても、残したいと、何らかの形で代替の橋を架けたいということで、進めてまいったわけですが、結果といたしまして国・県からの了解はいただけなかったと

いうことをございますので、町のほうですぐ諦めて手を下ろしたということではなく、可能な限り何とか代替案を、代替の橋を架けたいということで、努力をした結果ではございますが、ちょっと残念ながら御同意がいただけなかったということをございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 撤去は国ということで先ほど答弁ありましたが、管理は、河川管理は県ということで、その辺何とか町長に本当にすぎる思いでいる方も多いのかなと、住民ですね、住民が何とか。代案については、いろいろと別な方が話されたというようなことも聞いております。ただ、今は職員でないんですよ。要望として、それを全部受け入れられるんですか。横断1号線の取付け、先ほど町長も言いましたけれども、段差解消、何年たったんですかね。あれはもう10年近く、3月来ると10年になるんですよ。それが全然解消されていない。

こういうことがあったそうです。救急車が患者を迎えに行って、帰る際に横断1号線に上がるあの坂がきついたために助手の方が一旦車から降りて車の底を見ながら誘導したと。そういう経緯、御存じですか。救急車が一度立ち止まって患者が乗っているやつを一時停止して、底当たるか当たらないか、そういう都市計画の道路です。そこを直したからいいというものではないと思うんだよね。だから、1本の道路だけでなく通り抜けられるような道路があれば、ルートの的には出やすいのかなと思うの。あまり力んで言うと町長にまた言われますけれども、本当に、もし、その代替案の地権者が、また町のルートのなことが先行して、これでどうですかと図面見せられて、簡単に「はい」と言えますか。また同じようなこと起きるんじゃないですかね。それが心配なんです。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 代替案といたしまして小森熊田線、あとは小森牛峰1号線につきまして、説明会におきましても、建設的な意見等もいただいております。それを踏まえ、今後、なるべく12月中に発注はしたいとは思いますが、概略設計を行う予定としてございます。なぜ概略設計を行うかと申し上げますと、一応地区の方々からの御要望等々、可能な限り網羅をしまして、一応案として御提示をして、また御意見をいただき、できること、できないことということが当然あるかとは思いますが、極力地区住民の方々に御納得いただけるような整備を進めたいということで、今年度内に何とか概略設計をやって年度内に地区説明会をやって、御意見を頂戴して修正すべき点があれば修正するというような予定でございます。ですので、それでき次第、地区のほうにまた御説明ということでお伺いをしたいと考え

てございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今言った取付け道路の付近なんですが、今年の台風で大水出たときに八幡川が、八幡川との取付けの水路が全然のみ込みがなくて冠水したということで、車が通れなかったと。また、熊田の奥のほうのぎっくりカーブというか急カーブですね、あそこからちょっと上がっていくと、丘陵地が、高台があつて、大雨が降ると、もしかしてですよ、今までなくても、もしかして、崖崩れのおそれがある場所なんですよ。もし崖崩れがあつて、そのたった1本の道路が塞がれた場合、また孤立化する可能性も出てくるわけ。そして、その上は急勾配。これから冬期にかけて、雨また雪が降った場合、凍結した場合、車が本当にあそこ通れるのかと。道も狭いし、下は崖だし、そういう形の中で、やるんなら早急にやっていただきたいと思うわけですが、どうでしょう。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど御説明させていただいたとおり、まずは概略設計、これありきというお話ではなく、御意見をもう既に地区の方からいただいてございますので、それらを踏まえて、まずは一度ここをこういうふうにとりという具体案をお持ちをして相談をさせていただいて、最終形、決まり次第整備に着手をしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、今のところ、再建するような気持ちはないということで伺ってよろしいでしょうね。造らないんだと。これが町の決まりだと。決定事項になるんですかね、これ。住民のことを考えて、万が一のために、また万の一つになるような、本当にやってあげたんだと、自負できるようなまちづくりにしていただきたいと思うんです。許可が、法律とかそういうのというのは、もう抜け道がいっぱいあつて、ざる法と言われるような法律がいっぱいあるんです。だから、そこを通り抜けて、針の糸を通すような形で、町長、知事に何とかお願いできないのかなと。もしかして、会長のお願いだから何万分の1だけでもやってあげてもいいよと、そういう期待、私は持ちたいんですけれども、この南三陸町のために。町の中を立派にできた。自慢できるような町になったんですが、1キロ先が全然そういう住民のことを、全然とは言いませんが、考えていただけるような行政であってほしいなど。私、1年生だけれども、そう考えているわけです。まず、その橋撤去については、これで終わりにしたいと思います。

続いて、三陸道取付け道路の、これ関連あると思いますのでちょっとお聞きしますが、三陸道の取付け道路の側道について伺いたいと思います。よろしいですか。

○議長（三浦清人君） 話をしてみてください。

○3番（佐藤雄一君） 実は、当初の三陸道、建設に当たっての計画道路設計図に熊田橋渡ってすぐに右折する、仮称道路というわけではないんですが、生活道路があったそうです。それがカルバートの今の道路に接続されるような設計だったそうですが、そういうことで私聞きたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 佐藤議員にお伺いしますが、先ほどの小森橋の関係で、それは撤去して熊田橋のほうから入るという話がありました。その入ることによっての三陸道との接続が何かの影響があれば関連として取り上げてもいいんですが、全く別問題であれば、通告にないものですから、そこの話の持っていく方ですね。

○3番（佐藤雄一君） 実は、あの川向かいに住宅1軒があったそうなので、それが三陸道のためにその方の近くまで側道ができたらしいんですけれども、その側道が川に向かってどんとぶついたらまなんです。計画道路であれば、熊田橋まで抜ける道路であったのかなと思うし、新しいカーナビにもその道路は載っています。その道路がなぜできなかったのかなと。そうであれば、今回の問題で、迂回路になったのかなと思ったから提案してみたということです。

○議長（三浦清人君） 関係あるかないか、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ランプ橋の脇ということは、今のサケのふ化場の東側のところという解釈でよろしいでしょうか。そこから熊田橋に抜けるルートが計画があったはずじゃないかという御質問かと思うんですが、私の知る限りですと、そういった計画というのは、申し訳ございませんが、承知をしてございません。今、インターのランプ橋の確かに脇に側道がございます。これは、三陸道のランプの管理用の道路、最終的には町のほうに移管ということにはなるんですが、そういった位置づけということでお聞きをしております。現況、サケのふ化場がもう既にできておりますので、今確かに現地に行きますと川にどんとぶつかって止まっているというような状況は現実問題としてはございますが、そこから熊田橋に抜けるルートが計画があったというのは、大変申し訳ございませんが、私としてはちょっと承知しておらないということでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 国と町との話合いの中で、まだ話合いの途中で、ふ化場が増設されたよ

うな感じですよ。私も、熊田橋渡ってすぐ右側に車で通って歩いた道路を記憶しておりました。それで、今のカルバートがあるあその前、川のほうですけれども、あそこに生活道路あったんですよ。それが国と町との話合いの途中でふ化場が大きくなったというような感じで、その道路がなくなった。だけれども、カーナビにあるんですよ、その道路が。明記されている。それで、今は皆さん分かったから行かないんですけれども、当初できたときに立派な道路で、今の団地のほうに上がらないで、あそこ左に曲がって行き止まりまで行って、川だ、じゃ戻ろうと、そういう人が多かったらしいです。その道路が計画どおり熊田橋につながっていれば、今回の橋撤去しても何ら問題はなかったのかなと。その辺の町の考えがどこで変わったのか。ふ化場が何であそこまで出てきたのか。その辺を説明していただけませんか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。私が不勉強なだけなのかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、ランプ橋の側道から熊田橋に抜けるルートを整備するという計画は、今初めてお聞きをして、私としましては、そういった計画があったということはちょっと存じ上げておりません。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） あの道路を整備するのではなくて、計画があったと。図面にも載っていたと。あその地域住民の方、皆説明会でそのように説明されたというようなことを言っているから私聞いたんですけれども。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

建設課長の答弁から。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどのランプ側道から熊田橋に抜けるルートの計画があったかという点につきまして、当時の状況を知る職員に休憩中に確認をいたしました。当時、そういった計画はなかったということでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ふ化場の関係で御質問あったものですから、お答えいたします。

確かに旧小森ふ化場の脇に車1台通れるぐらいの道路がございました。ただ、その道路というのは町道ではなくて個人所有の土地をみんなが通っていたというふうな状況の道路であるというふうに理解しております。震災後、その場所も含めてふ化場を大きくするというこ
とで、町で買収をしたために現在通れなくなっているというふうな状況でございます。なぜ大きくしたのかというふうなことに关しましては、震災前、戸倉にあったふ化場の機能をこ
ちらに集約するために規模を大きくしたというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 建設課長は、そういうあれはなかったというような形なんです
が、当時の住民説明の中で、その図面に載っていたというのは、では何の道路なんですかね、計画道路
というか。

そして、再三言っていますけれども、カーナビにまで載っているその道路ですよ。私のカー
ナビは古いから田んぼの中とか川の中走っているような感じになりますけれども、そういう
載っているような道路が、じゃ国交省で、あれなのかな、なぜそういうのを載せたんですか
ね。いや、地域住民の方は、当初その図面は見せられたと。1人、2人、3人、もっといる
と思います。そういう方がいる中で、そういうのがありませんと語られても、納得できない
んですけれどもね。どうですか。当初の図面ありますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当時の図面、ちょっと手元にはございませんのであれですが、これ
すみません、想像の域を出ませんが、通常やはり道路等々で計画を練る際に、周辺にある、
50メートルとか、30メートルとか、ある一定の幅で地形測量等々やってその上で設計とい
うのをやりますので、その中に、現にある道路ということで表記がなされていたのではないか
と、これはすみません、あくまで推測でございますが、というふうに考えます。

それとあと、ナビシステムに道路があるんだけどもということでございますが、これにつ
きましては、ナビ、いろんな会社さんあるわけでございますが、そちらの会社さんのほうで、
道路という位置づけの下にそういったナビのデータを作られたんじゃないかというふう
に考えます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうであれば、熊田橋まで道路が接続するのであれば、今の側道は生き
ている道路だと思います。あの道路は今もう全然死んでいる道路としか理解できないんです
けれども。

それと、多分これからですか、町道認定になるの。町道になるんですか、国からあれして、もらって。となると、あそこに行き止まりの標識とか、川に真っ向に向かって走っている道路、あそこにバリケードなり設置するというような形になるんですか。

あと、50メートル、100メートルぐらいの熊田橋までの距離なんだけれども、それさえ、これは個人から買い上げたというようなことをございますから何ともできませんけれども、町で最初からそういう計画があれば、何で早く買取りするなりして今回のような撤去、目に見えている撤去に対して、その対応ができなかったのかなと、そんな感じしますけれども、どうですかね。もう出来上がってしまったからどうしようもないけれども、ただ今の側道は本当に死んでいる道路、誰も使う道路でないのにお金かかっているからそう思うわけなんです。いずれ国から渡されたとしても、町管理となると、そこにも今度お金がかかってくるわけですよ。ですから、管理が町管理になった場合に、後で死んでいる道路何で造ったのやと、私たち何とも答えられません。今言われたとおりにしか答えられませんので。それをうまく説明できるような、住民に説明できるような説明が私欲しいんですけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の側道についてですが、これにつきましても、ランプ等の管理用も兼ねているというのが一つと、あとすみません、これも想像でお答えするのはちょっとどうかというところはあるんですが、過去に、今サケのふ化場ということになっておりますが、一部民地等々が残っていれば、国土交通省としてそこまで行ける道路という位置づけもあって整備をした可能性もございます。ただ、今手元に図面等がございませんで、想像の域で答弁ということで、大変恐縮でございませんで、そういったことが考えられます。

それと、あと確かに行き止まりということをございませんで、間違っって入っていく車があるんだということをございませんで、その辺につきましても、町で設置をするのか、国土交通省が設置をするのか、別にいたしまして、そういった対策につきましても、今後検討させていただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうした場合、熊田線の件に戻りますけれども、本当に有事のときに支障が出ると思ひれます。何でも、いろいろな突然の災害やなんかでも予想がつかないですからそれはそうなんでしょうけれども、目に見えているいろんな事業を何とか進めていただくような形の中で、とにかく何とか、さっきから何とか何とか、1,000分の1ではないけれども、町長にお願いを、町にお願いをしたいと思ひますが、できるだけ住民に喜ばれるようなそ

ういう施策をしていただきたいと思います。

確認なんですけれども、熊田橋のその町で買い取った土地というのは、ふ化場の件なんです、それは個人の所有ということで、買い取ったと。ただ、その辺、住民に説明していただいた場合、住民の要望がもしかしてあったのかなと。そうすれば、さっきからも言っていますけれども、こんな問題は起きなかったのかなと。災害復旧のためにあそこに仮橋を造って、用済み、はい終わり、利用するだけ利用して、後の対策も考えないで、考えないと言うと怒られます。考えてはいただいていたそうですが、いい対策が浮かんでこなかったのかなということで、私は残念でなりません。

それから、昨日も前者が質問されましたが、あの橋がなくなった場合の土地の評価というものは、今後どうなるのかです。大事な土地だと思います。そして、その地権者はどこでもいから地域のためになるんだったら協力しますというような私返事もらっています。そこで、何とか考えられることがないのかなと。その評価についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 個別の案件については具体的にお答えできないんですけれども、条件が変われば評価は変わる可能性があると思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 期待を申し上げて私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、千葉伸孝君。質問件名、1、子供たちの大震災からの心のケアとコロナ感染から守る対策は。2、コロナ感染拡大による建築業者への支援として住宅リフォーム・修復補助を。3、10割増し「てんこ盛り商品券」の混乱の検証と町長の責任は。以上3件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。4番千葉伸孝君。

〔4番 千葉伸孝君 登壇〕

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉伸孝です。よろしくお願ひいたします。

今回は、一問一答方式で、議長の許可を得ましたので、質問件名からお話しします。

子供たちの大震災からの心のケアとコロナ感染から守る対策はということです。

あと、質問相手は教育長、お願いします。

そして、質問の内容、1番ですが、東日本大震災を乗り越えた南三陸町の子供たちが、さらなるコロナ感染により3月2日から休校となり、こうしたもろもろの状況がいじめや不登校の原因にあるが、対策は。

2番目、宮城県の2018年度の不登校が全国1位となりましたが、その後の状況把握と、その理由の分析と対策はどのように教育長は考えておられるのか。

3番目、スマホやゲームなどにのめり込み、ひきこもりが不登校につながってはいないか。

そして、4番目として、コロナ感染症対策としてタブレット活用に町は移行していますが、授業は今後どのような形で進められていくのか。

この4点を教育長にお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、千葉伸孝議員の1件目の御質問、子供たちの大震災からの心のケアとコロナ感染から守る対策についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問、コロナ感染症による休校といじめや不登校の関係についてお答えいたします。

学校のいじめや不登校の状況については、毎月学校から報告がありますが、コロナウイルス感染が原因であるとの報告はありません。コロナウイルスに関係する偏見や差別がないように、機会あるごとに各学校長には指示をしております。引き続き、児童生徒の様子を的確に把握し、他機関と連携して対応してまいります。

2つ目の御質問、宮城県の不登校が全国1位となったことについての分析と対策についてお答えいたします。

宮城県の不登校数は、その後も高い状況で推移しています。不登校の理由としては、友人関係や学力不振など様々な要因があり、重なり合っていることが多いと感じています。対策として県内でも様々な取組を行っていますが、当町では、昨年度から新たな不登校を生まないことを目的として、「行きたくなる学校づくり」に取り組んでおります。新規の不登校数が減少するなど成果も見え始めていますので、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、スマホやゲームと不登校の関係についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、不登校は、幾つかの要因が絡んでおりますので、その一つとしてスマホやゲームが含まれる児童生徒もおります。議員御承知のとおり、ゲームはもとよりスマホの所持率は年々増加の傾向にあります。各学校でもスマホの正しい使い方等について指導していますが、御家庭での使用ルールを設けるなど、各家庭の御理解と御協力も必要であると考えています。

最後に、4点目、コロナ感染症対策としてのタブレット活用についてお答えいたします。

タブレットの導入の主たる目的は、ICT社会に生き抜く子供たちの資質、能力を身につけさせることにあり、中心は授業での活用です。さらに、コロナ感染症の拡大により、臨時休校時等のオンライン学習支援にも対応するため、早期にタブレットを導入したものです。学校では、既に意見交換や発表、遠隔のインタビューなど、授業でいろいろな使い方をしています。より一層授業で活用していただくために町として教員向けのスキルアップ研修会をこれまで5回実施してきました。今後も、研修会等を継続して行っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者に引き続き突っ込んで話したいのですが、学校関係の情報というのは、議員であってもなかなかその辺が私のところにも伝わってきていないので、報道から見る南三陸町の教育環境ということで、今回質問させていただきます。

最初に数字といったものを聞きたいと思っております。南三陸町において、不登校、いじめ、児童生徒の把握は町のほうではしているのでしょうか。人数です。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 不登校等の人数等は、当然こちらのほうで把握をしておりますが、個人が特定するような本当に小さな町、小さな学校が多いですので、数、数値については、これまでもお話をしていないところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町で、ある程度、子供たち、そして児童生徒たちのことを考えて公表していないということなんですが、宮城県で、ある程度そういった部分を把握してインターネットの中に載せていることによって宮城県が全国で1位の不登校者がいるというような情報だと思うので、そういったものをある程度は報告してもいいのかなと思っております。そうじゃないと、学校のみならず、地域住民、あと関係する大人たち、その人たちがこういった子供たちをなくすための活動に参画できるのかなと私は思いますので、その辺は、教育長にはぜひ今後取組として考えていただきたいと思っております。

報道のほうで、不登校の原因として生徒の無気力感というような報道が、あとテレビでもそういった話がありましたが、この無気力感ですか、その辺はどの辺から生徒にそういった症状が現れているのか、その辺、町の把握を教えてください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほどもお話をしたとおり、本当に不登校となりますと、1つの要因

ということではなくて様々な要因が重なり合っているところがございますが、無気力感というところについては、いわゆる学校に登校するという意欲自体が失われてしまっていて、学校で家庭訪問とか様々な取組をしても、その子供に響いてこないというのが一番大きいところがあって無気力感というところを出すんですが、様々な要因がありますので、無気力感が一番感じられるけれども、その後ろにあるものとして、例えば勉強がよく分からないから行きたくないな、あるいは友達とうまくいっていないので行きたくないなとか、あるいはうちでゲームをしたほうがいいので、うちで遊びたいとか、様々な要因が重なっていた中で、学校等で一番大きく思うのは、学校へ行くという意欲、無気力がこの子にとって大きいなということが無気力感が多いということです。これは、県内でも大きな数を示していて、やはりほとんどの場合には無気力であったり、学校への不安であったり、あるいは学業不振、あとどうしても様々な要因があると思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1回目の答弁の中で、大震災は不登校、いじめ、これに、不登校ですかね、これに影響ないというような教育長の説明でしたが、私は多分にあると思います。大震災後に生徒が学校に通えなかった期間というのはすごく長くて、その子供たち、今あれから10年目を迎えています、高校、中学校、小学生とも、皆そういった中で、生きてきた上で、普通の通常の教育ができなかったことが子供たちの心の中にいろんな形で残っていると思います。それが今回またコロナということで、私は影響がいっぱいあると思います。それをしっかり調査研究して受け止めて、いじめ・不登校がないような形に教育委員会は私は持っていくべきだと思います。

ただ、隠して報告しないというような、そういった形の中が今全国、そして宮城県でもそうなんです、いじめ・不登校に至っているケースがあります。南三陸町にとっては、そういったことのないような対策、その辺を教育委員会、そして教育長には取っていただきたいと思っております。

あと、いじめの定義というのはなかなか難しいんですが、いろんな形で、どこからどこまでがいじめというような問題を考えた場合に、個人個人の判断、先生の判断、そして親の判断があると思うので、このいじめの定義というのは私は難しいと思っております。ただ、不登校に関しては、ある程度の基準がありまして、日数とか、年間何日とか、そういった中で不登校というのがあります。やっぱり一番大切なのは、不登校になった生徒をいつまでも休ませておくことによって学校にますます行けなくなるというような状況が今の不登校の拡大の状況だ

と思います。一番最初に不登校になった生徒への指導、町のほうでは、そういった子供たちの指導は、親に対しても、どのような形でしているのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今議員の御指摘のとおり、不登校の場合には、数として30日欠席をすると、30日以上は不登校という扱いになります。30日というのは、連続してすぐ休んで1か月というようなことになるんですが、不登校になる前には連続してというよりも、飛び飛びに休んでいく、月曜日、火曜日、2日休むとか、次の週は大丈夫だったけれども、また次の週にはまた休んでいくというふうな不登校になりそうな傾向というのがあります。休み30日というのは、月で考えると、2日あるいは3日休むと、それが継続していくと30日はすぐ達成するわけですので、その初めの段階の2日とか5日とかそういう数としては、休む数は、日数は少ないんですけども、そのうちから子供に対して、あるいは家庭に対して十分学校と密接に関わりながら話合いを進めていかなければ、当然30日はすぐなくなっていくということは、学校のほうも十分押さえておりますので、不登校になりそうな傾向が見られると、すぐ学校のほうでは対応をしているところでございます。

また、町としても、不登校にならないようにということで、不登校ぎみになる、例えば別室の登校だとか、放課後遅く来る子供とか、そういう子供たちに、何とか学校のよさを味わえるように支援員さんの派遣であったり、あるいは心のケアハウス等を活用していただいて、何とか学校とつなげるように指導をしているところであります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 教育長の説明は分かるんですが、こういった問題発生するとき、不登校・いじめに関してなんですが、初期のその問題処理というのが私は一番大切だと思います。そして、1日来なかつたら、なぜかということを経験を空けないで、子供と会話をしながら、その理由を、その訳をやっぱりクラス担当の職員、そして教務主任、そして校長、教頭、この辺がしっかり家族とともに話すことによって不登校という30日以上の状況が発生しなくなると私は考えています。そういったことを考えれば、やっぱり一番最初にその状況を町が学校から伝えられて、教育長がどのように動くかとか、あと総務課長がどのように動くかとか、そういったこともこの不登校を南三陸町から減らすことの一番の有効策だと私は思っていますので、ぜひそういった事案が発生したときは早期に教育委員会、そして学校一体となってこれを処理して、一日も早く学校に来てもらって、学校というのは楽しいんだよというような、先生の、教育長の考え方というのは、学校は楽しむものであり、子供たちの交流とかそ

ういったことを常々言っていますので、そういった方向に学校の環境を持っていていただきたいと思います。

あと、いじめということなんですが、いじめについては、子供たち、そして家庭を取り巻く状況、そしてあと学業とかいろんな面で、いろんな形でいじめというのはあると思うんですけれども、私は古い時代の人間なので、いじめをいじめと思わなかったという時代の人間です。そして、今は、子供を親が守るために親の力がどうしても学校に影響して行って、クラス担当の先生がなかなかそれを手に負えない状況になるというような状況も私には多々見えます。そういった中で、子供たちが親に話す、私大丈夫だよとか、子供たちの皆でこのいじめられている子を自分たちが守るんだというような、やっぱり友達の連帯感、その辺がいじめ・不登校、その辺の対策として私はあると思うんですが、子供間の不登校、そしていじめに対する南三陸町の優しい子供たちの対応というのは、どんな形に教育委員会には伝わってきて、教育長はどんな形に見えていますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） このいじめについては、もう本当に大ごと、私もそうですし、皆さん、学校も全てそうですけれども、いじめというのは、どこでもいつでもどの場所でも起きる可能性があるということを強く認識をしております。また、いじめについては、その子がいじめられた、あるいは嫌な思いをしたという時点で、いじめという形を取るということについても、十分こちらのほうでも認識をしております。いじめ等があった場合には、速やかに教育委員会のほうに連絡が来る形を取っておりますが、現在のところ、昨年度よりはいじめの件数というのは少なくなってきたというのは、「行きたくなる学校づくり」等の授業を取って、学校がより楽しい学校になるように、あるいは授業がより分かりやすい授業になるようにという学校の取組の成果だと思っております。

また、いじめに対することについては、そのクラスの先生だけの責任ではなくて、その学年、さらにはその学校全体として、そのいじめを認識するとともに、学校単位ではなくて教育委員会、さらには心のケア、あるいは事務所や東部教育事務所の児童相談所等と多くの関連機関と情報を共有することがいじめの解消につながりますし、さらに次のいじめにつながらないような取組になると思って連携をしながら今進めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の教育長の言葉というのは本当に素晴らしいことだと思います。やっぱりそういったことが大切だと思います。子供たち、そういった環境に置かれている子供た

ちの周辺、その辺が皆一体となり、そして町のほうでも、その問題をどうして解決したらいいかということで、会議を多く開く、こういったこともいじめを南三陸町からなくすことにつながるし、常々言われている町の宝という子供たちを大人が守らないで誰が守るんだということだと私は思います。

あと、今、全国的に教員の不祥事が発生している傾向にあると報道で目にしますが、先生方も、コロナで心身ともにストレスが、問題を抱えています。やっぱりコロナでもって授業の形態が変わり、先生方もいろんな授業の形を模索しながらやっていくということで、先生方のストレスは、私は半端ないと思います。そのストレスのはけ口、その辺がなかなか、教育委員会でも先生方の指導はしていると思うんですが、そのストレスのはけ口というのは、町ではないかもしれませんが、こういった教員の皆さんのストレスの回避方法、何かその辺教育委員会のほうで、教育委員、社会委員の人たちにどんな形の指導とか、そういったものを受けているか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この教員の不祥事等は、残念ながらなくなる形では、時々情報がこちらのほうにも伝わってきております。議員御指摘のとおり、ストレス等、重なりながらということもあろうかと思いますが、不祥事自体については、これはあってはならないことで、本当にコンプライアンスにつきましては、毎回校長会議、そして校長は職員会議の中で、そして週ごとの打合せ等で、何かあればそのお話をしております。やはりコロナ禍ということで、子供たち同士接触、手をつなぐとか、大声で活動するとか、様々なことができない状況の中で、コロナが発生しないようにということを含めつつ、授業では物を教えなきゃならない。さらには子供たちが活気を出さなきゃならない。本当のストレスは、担任の先生方、授業する先生方は本当に計り知れないものだと思っております。そういう強い使命感と、そして決められた約束事を学校でしっかり守っているので、やはり学校でのクラスターというのは全国的にも少ない状況であるということは、本当に先生方に感謝をしなければならぬと思っております。そうした先生方の持っているストレスの解消ということについては、どうしても抽象的な表現になりますけれども、自分の趣味を持つことであったり、自分の時間を大切にしようというふうなお話等が校長のほうからされておりますし、また目に見える形ということでは、いわゆる年次有給休暇の計画的な取得ということで、何かあったら休むのではなくて、やっぱり自分のために時間をつくるために計画的に休んでいくということもストレスの解消になるのではないかとということで、そういうこともお伝えをしていきな

がら取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 教育長によいしょではないのですが、やっぱりしっかりした考えを持っているので、私は改善できると思いますが、ただ生徒も一人の人であり、先生も一人の人であります。やっぱりコロナ感染下の中で、いろんな対策を講じないといけないという。子供たちもそうです。あと、もし万が一学校に発生したらということが宮城県内版の新聞にも載って、休校とかという、また子供たちに大きな教育の面での影響が私は起きている状況があると思いますので、その辺は言葉ではなくて起こらないような行動を教育長には求めていきたいと思います。

先頃、県内の10月の自殺者、たしか41名だったと思うんですが、その中に、ここ3年でこの数字が最高になったと。震災のときにはやっぱり大震災のせいで精神的に自殺者が多くなった時期があります。そして、20歳以下の人数が8名というような形の報道を見て、自殺の原因はいろいろあるんだなとは思いますが、ただ、今回、私は12月の広報で見たときに、14歳の子供が死亡の欄にありました。すごい町の宝なんですが、この子供が亡くなったことが何か偶然だとは思いますが、宮城県の自殺の報道、20歳以下というような感じの中に入っているのかなというような感じは思っていました、この件に関しては町の教育委員会ではどのような感じに受け止めていますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 広報で示されているとおり、亡くなられたということについては、本当に私自身も謹んで哀悼の意を表しまして、心から御冥福をお祈りしたいと思っております。それから先のことについてというか、御質問のことについては、個人情報ということでございますので、その点については私からの回答は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） デリケートな問題です。これ以上突っ込もうとは思いませんが、こういった悲しい悲劇を子供たちからなくすために町の対策、どのようなことを考えますか。こういった形で、こういった不幸をなくす対策ですね、取組、町はしていくのか、その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） いじめであったり、不登校であったり、そういうことを含めながら、

本当に繰り返しになって申し訳ございませんが、「行きたくなる学校づくり」等を具体的な活動を通して子供たちからアンケート調査、さらには保護者からの御意見をいただきながら、子供たちが行きたくなる学校という、そういう姿をつくり上げていきたいということで、数々取り組んでいるところでございます。何よりも授業が分かること、何よりも子供たち同士の活動が楽しいと感じること、そのためには子供たちとそして先生とが信頼関係をしっかり結ぶということが必要ですので、授業ばかり、あるいは遊びばかりということではなくて、しっかりとバランスを取って、例えば様々な学校行事等をしながら一緒に思い出づくりをすることが楽しい学校、あるいは友達と仲よくすることがうれしいなと思うような学校をつくっていきたいと思っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が思うのに、一番大切なことは、子供たちが学校に行きたくて楽しいと。毎日学校に友達と通うのが本当にうれしいと。そして、学校に行きたくて、あれも勉強したい、こんな遊びもしたい、こんな絵も描きたいとか、そういった子供たちが学校に行きたくて楽しい状況を数多くつくってあげれば、こういった問題に関しては、対策、取組になるのかなど。だから、そういった形を考えた場合に、教員のやっぱり指導とかそういったスキルアップが今求められているのかなと思いました。

そして、この宮城県の発表の後で、また仙台市かどこかで、教員の不祥事がまた発覚しました。この件に関しては、教員のPTAからのアンケート、今教育長がアンケートと言いましたが、このアンケートに対する改ざんを行ったということで、その職員は、教員は懲戒免職となったという報道を目にして、やっぱりコロナ感染もあるし、大震災の影響もあるし、もろもろが先生方のストレスやこういった心の病につながっているのかなと私は思います。そして、一部の教師にはモラルの低下と判断の欠如を感じました。こういう問題が南三陸町で起こらないとも限りません。この考えと対策、教育長はどのように考えていますか、教えてください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この仙台の不祥事については、私からすると本当に驚きでもありました。アンケートの結果、いじめがあるとかないとかのアンケートを常々取っておりますが、これも先ほど申し上げましたとおり、昔はどうだったかいろいろありますけれども、今はクラスの中でいじめがあったり、あるいは問題が起きたことについては、学級担任が悪いとか、学級担任の指導力不足だからこんなことが起きたんだというような考え方はないように先生

方も十分分かっているところだと思っておりますし、そのように指導しているところがございます。いじめや不登校等は組織全体の問題ということで、そういうような改ざんなどないようには常々指導しているところがございます。そのためにも、いじめがあった、不登校が生じたというときに、各学校で、あるいは委員会もそうですけれども、その先生に責任を、あるいはその先生がこういうふうに対応するよというのではなくて、学校でみんなで対応していく。それが担任の先生の負担を軽減することになりますし、改善する方法が様々な切り口からいけるということで、解決に近づいていくのではないのかなと思っております。様々な事例がありますので、その都度その都度対応については学校と協議をしながら取り組んでいきたいと思っております。こういうような大切なアンケートの改ざんということは、町内では起きてはいないと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） こういった問題が大きな子供たちの問題として跳ね返ってくるので、この辺は十分注視していただきたいと思えます。

そして、3番目の質問のコロナ感染対策のオンライン授業、タブレットの対面指導がありますが、児童への平等な教育に問題はないのか。なぜかという、やっぱりその子供子供によって、タブレットにたけている人間と、こういったことをやったことないからということで、この格差が私は生まれていくのかなと思うんですけれども、こういった子供の授業、学力の公平性を考えた場合に、この件に関しては問題はないのか、その辺をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） タブレット関係について、一番最初のお答えにもありましたけれども、このICTの活用ということについては今後もますます強力に取り組んでいかなければならないものだと思っておりますし、取り組んでいる途中でもございます。それこそ先ほどのアンケートの話ではないんですけれども、実際このタブレット関係、ICTの機器の活用についてのこのアンケートもあったんですけれども、その中で、実際ICT機器をもっともっと頑張りたいという子供たちは相当数おります。やっぱり90%近くの子供たちはもうほとんどICTをやりたいと。その反面、10%くらいの子供たちは、このICTについてそんなにいいとは思っていないという子供も存在するということもアンケート等で十分分かったところがございます。すべからくICTを使うと子供たちが喜んで授業を受けるかというところではないということも十分踏まえつつ、ICTのよさとその効果について子供と一緒に考えて、ああこういう勉強というのはいいことだなということを感じさせてあげたいと思ってお

ります。

ただ、これからの教育がICTの活用だけの授業にシフトチェンジをするということではなく、やはりオンラインによる授業もあれば、あるいは対面式の授業もあるしということで、やっぱりバランスというのを考えながら、子供たちによって、より分かりやすく、より楽しく、そして充実感のある授業を取り進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ICT、これからもう必ず子供たちが大人になる前に通らなくてはならない道がここだと思います。今コロナ禍によってオンラインでいろんなことをするに当たっても、パソコン使えないと駄目だし、タブレット使ったり、スマホを自由に使えないと、これからの時代は生きられないと。そして、政府でも、IT化どんどん進めていっています。あと、書類関係もITでやるような時代になってきて、いろんな申請、自分を認めてもらうための申請に関しても全部パソコンで、オンラインでやるというような形になってきますので、対面授業も私は必要だと思いますが、やっぱり少しずつ学んで何回も経験することによってそれが私はクリアできると思いますので、先生方には根気よく子供たちに寄り添い、授業を行っていただきたいと思います。

あと、タブレットに関しては、町のほうでも、この推進に当たっては十分力を入れていると思うので、間違いなくIT化に向けた学校のタブレット教育がいい方向に私は向かっていくと思いますので、その辺は教育委員会のほうにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今回の問題に関しては、コロナ禍の中の子供たちの教育ということで、不登校をぜひ一人でもなくしてほしい。そして、不幸をなくしてほしい。子供たちが毎日元気に学校に通えるような環境を教育委員会、そして町民、そして先生方一人一人がそれに向けて歩いてほしいと私は思います。なかなか子供たちの環境というのは年々厳しくなっていて、児童虐待の相談が23%も増加していると。なかなかこれは減少に向かっていないと。人口が少なくなり子供が減っているのにもかかわらず、23%の増加となっていると。そして、1位が心理的虐待、2位が身体的虐待だといいます。私は、私の町ではそういった子供たちはいないと確信しています。ただ、ちょっとした家庭内の問題がそういったことに、生徒間のそういった問題につながると思いますので、その辺は学校教育を十二分に注視いただきまして、こういった問題の発生しないように教育委員会、そして町には努力をしていただきたいと思います。

これで1件目の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 4番、じゃここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番千葉伸孝君の一般質問を続行いたします。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それでは2件目についてですが、自分の議席より町長に質問したいと思います。

質問件名は、コロナ感染拡大による建築業者への支援として、住宅リフォーム・修復補助、助成金をということです。

そして、質問の内容に関しては、震災被害のなかった住宅の修復、リフォーム経費の助成をということです。弱小の商店や建築職のコロナ感染拡大による仕事の減少は深刻です。労働の場の確保は多くの工務店、職人の確保となります。所得支援の対策ということです。

2件目ですが、震災から10年が経過しようとしています。また、今後の大震災への対策とし耐震診断のさらなる拡充をということです。

3番目は、高齢者の生活環境の転倒防止への補助対策拡大をです。介護認定のランクによる補助があるとお聞きしましたが、この緩和はできないものなのか、この辺3点をお聞きします。

私も、今回の質問で大体2期目で13回目になるんですが、どうしても町長を目の前になると心がドキドキしてなかなかうまく質問が出せないこともあります。その辺、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） じゃ、こちらもドキドキしながら答弁させていただきます。

2件目の御質問になりますが、建築業者への支援ということについてお答えをさせていただきますが、1点目の御質問であります。住宅の修復、リフォーム経費の助成金ということについてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、全国的に多くの業種で雇用継続などの経済的な影響が発生しております。

このような中にありまして、本町では国の臨時交付金を活用いたしまして様々な支援策を実施しているところでありますが、町内の工務店及び大工さんと言われる個人事業主の方々に

対しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による前年との減収割合によりまして、国が実施をしております持続化給付金、町で実施をいたしました経営継続給付金を受給されております。

また、リフォームに対する補助制度については、高性能建材や次世代省エネ建材を使用した場合など、一定の要件を満たした場合に国の補助を受けることが可能となっていることから、今後はリフォームに対する補助、あるいは減税制度などについての周知を図っていききたいというふうに考えております。

次に、2点目の御質問ですが、耐震診断のさらなる拡充ということです。

木造住宅の耐震診断は、昭和56年5月以前に建設された木造住宅を対象に平成15年から昨年まで103棟の住宅で実施しておりますが、耐震診断に基づく改修工事は進捗していないという状況にあります。

耐震化を進めるには、何よりも建物所有者が大地震への備えは待ったなしということを強く認識し、行動することだというふうに思いますが、このような中で、町では建物所有者が自ら耐震化を実施できるように、平成19年度より耐震診断に対して独自に補助金のかさ上げを行って所有者の経済的な負担を軽減してきたところであります。

また、現在、令和3年度を目途に宮城県と耐震改修工事助成金の額の見直しのための協議を重ねているという状況であります。

今後は、住宅耐震化補助制度を周知するリーフレットの配布などを通して耐震改修の必要性など啓発活動に努めるとともに、建築関係団体と協力して耐震化へのきっかけづくりを推進して、地震に強い安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の御質問になります。

補助金対策の充実及び補助要件の緩和についてであります。介護保険制度による介護認定者の転倒防止対策といたしまして、それぞれケアプランに基づいて手すりの取付けや段差の改修工事に対して介護保険費からの給付を行っているものでありまして、住宅改修費用についての支給限度基準額は、同一住宅、同一対象者で20万円ということになっております。介護保険制度で9割から7割を介護報酬費で負担し、残り1割から3割が自己負担ということになっております。

なお、費用負担につきましては、全額工事費を支払い、後から還付される現物払い制度に加えて一旦自己負担分のみの1割から3割を支払い、事業者は残りを町から直接支払う受領委任払い制度を平成30年度より導入をいたしております。

介護保険制度における給付につきましては、介護保険法に基づく全国的な制度でありますので、本町だけで解決できるものではありません。

また、御質問の後段にある介護認定のランクによる補助要件の緩和については、住宅改修費補助ではなくて福祉用具貸与費についてのことと思われませんが、福祉用具貸与費については、それぞれ要介護度に応じたケアプランに基づいて利用されているというふうなものでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回、3件目に関しては、私もちょっと無知の部分がありまして、保健福祉課長のほうから聞きました。そうしたら、ある程度今町長が話したような状況で、この住宅の高齢者対応の経費というのは介護保険料から出るんだと。町長が話された7割、9割、自己負担分も含めて今町長が話したような内容だと思えます。

中心的になる町長への問いというのは、気仙沼地区の10万円の助成金、これを基に私なりに今回分析して考えてみました。

そして、1件目に関してですが、今から10年ぐらい前ですか、建設職組合の組合長が議会にリフォーム補助金を、町に希望したことを記憶しています、私は。その頃は震災前でありましたが、宮古市でもリフォームの補助金が、事業が好評だったと聞きます。しかし、町に対し、建設職組合の要望は、事業としてなりませんでした。町長がコロナ禍の中でいろんな補助金、事業所の持続可能とか、雇用の持続可能とか、何点かの事業が、コロナ対策として国の制度がありますが、それに合致しないような、その制度を受けられないような建設業者が、今一人職人とか、一人事業主とか、あと家族の事業主とかいますが、そういった方は対象にならないとか、そういったことが多いと私は聞いています。

そういった中で、建設関係に勤めていた人の話を聞いて、その一例を挙げます。現在は、震災復旧の住宅再建も落ち着きを見せています。そういった中で、仙台の中小の建設会社でコロナの不況があり、会社から解雇というような声も聞いています。事業持続化、雇用の持続ですね、会社から個人への支援はなかったと。会社にあっても個人への支援はないというような、また会社がもらっても、持続可能で労働者へそのお金が回るかということ、回らない部分が多々多いというような話も現実として聞きました。

あと、もう一つは、町の建設も、ハウスメーカーの参入で、町内でも主体となり、県内への出稼ぎ仕事をし、何の保証もない事業所で働いていましたが、コロナの感染拡大により仕事がないと雇い止めのような、住宅ローンで苦しんでいる声も聞きます。

こういった中で、町のほうで、住宅再建とか、いろんなリフォーム、あと住宅の修理関係で、町のほうからそういった仕事を請け負った大工さんとか、そういったところに10万円というようなお金を助成することで、町の中のリフォームとか、修復とか、そういった動きが町の経済に私はプラスになると思うんですが、なかなかその辺の町独自の補助制度、気仙沼で10万円というのがありました、そういった同等の事業というのは南三陸町では無理なのか。できないのか。できないならその理由を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） リフォームの助成金でございますが、議員おっしゃったとおり、平成22年度に建築関係団体より要請があったというような事実がございます。それに基づきまして、23年の3月でございますが、震災直前というところでございますが、その実現化に向けて要綱等を検討・作成をしてございまして、ただ正式に内部での決定には至っておりませんでした、24年の4月1日施行をめどに検討したという経過はございますが、その後震災によりまして書類等々、ちょっと一式流失をしてしまったということで、今現段階で、どの部分をどの程度助成するという、ちょっと中身については今お答えできないんですが、一応何もなかったということではなく、検討はさせていただいたという経緯がございますので、御承知おきをいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今建設課長が話したような前のできなかつた理由を聞いているわけではないです。南三陸町においても、すごい、こういった市民、町民にとっていいような活動はできないかと聞きました。その辺、答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 震災前と状況も変わっているということもございますので、それらのリフォーム等の助成金という話につきましては、今後ちょっと内部のほうで検討等をさせていただきたいと考えてございますし、それとあと今の業者さんへというお話でしたが、基本的にやはりリフォーム等々ということになりますと、住民の方へというふうな内容にすべきではないかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長、よく聞いてください。工事が気仙沼地区のやつですと、工事費が30万円以上の工事をした場合に10万円分が町のほうから補助金で出るというような、こういった気仙沼の制度です。そういった制度、南三陸町にはできないのかという質問です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、今この場で即答というわけにはいきませんので、その辺につきましてはちょっと内部のほうで検討させていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これに答えられないというよりも、結局こういった事業が可能なのかということを町には聞いています。町長、この辺、可能でしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっとこのリフォームの関係のこの制度の関係のことからちょっとひもといってお話をさせていただきますが、耐震診断を町として補助をしながら進めましようと言ったのは平成15年です。実は、ちょうど平成14年に私町長になりましたから、その際に建設職組合の方々が大変仕事がないということで、耐震診断をしてそこからリフォーム工事についての工事を請け負ってこの苦境を乗り切りたいということで、当時の組合長さんを含めて、今お亡くなりになりましたけれども、おいでになりまして、いろいろどうしましょうかという議論をさせていただいて、その際、町として耐震診断、これは町として補助しましようということでお話をさせていただいた際に、私が念を押したのは、我々はそこまでの入り口は行政として支援をしますと。その代わり、耐震診断した家庭に対しては、建設職組合、あるいは大工さん方、それぞれがセールスをかけてくださいと。いわゆるリフォームの、その後でリフォーム代についても補助をしてくれというような話が22年にありましたが、もともとはそういうところからスタートしているんです。ですから、最初の段階も、繰り返しますが、最初の段階は町としての支援は耐震診断というふうに限定したんです。その中で、後々皆さん方には耐震診断した方、おうち分かるわけですから、その方々に結果が出ましたから、あとは修繕、リフォーム工事をしませんかというセールスを業界の皆さんでかけてくださいよということでスタートしたのがこの問題です。

結果として、なかなかそれが耐震診断を受けて工事まで進む家庭が少ないということでしたので、22年に改めて建設職組合の皆さん方が何とか今度はリフォームのほうも補助をしていただけないかということで、要望をいただいたということです。その中で、我々も十分検討をさせていただいて、じゃやりましようかと言ったのが震災の直前です。その後は、その話はもう残念ながら、もう全く進んでいないということは、これは現実、それは認めさせていただきますが、いずれそういう経緯があったということだけはお伝えはしておきたいとい

うふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長のそういう経緯があったということは今の話で大体分かりましたが、震災から10年たちました。ある程度建設関係、あと防潮堤も繰越金があるので、あと2年ぐらい、2年か3年は動くかなと思いますが、あと公的施設も今伝承館の建物が建つと、町の仕事というのは、建設業者、そして工務店、その辺の仕事もなくなるということを経後考慮して、こういった制度で半年でも1年でも建設業者に仕事が生まれて、そこから将来につなげていくとかそういったことを何とかお願いしたいなということで、助成金の気仙沼の10万円というのが私は目に入りました。

気仙沼では、基本的に3月まで、今年いっぱい取りあえずその制度でもって住宅リフォームに関して募集していました。そして最初は人気なかったのですが、9月になって一気にそれが上程した予算の500万円、そして1軒当たり10万円、そうすると50件の要望があって、それは予算がないから9月で締め切りましたが、コロナ対策費の浮いている部分で、またこの事業が好評だったので続けようという活動が気仙沼市では今あります。そういったことから、町長が話す耐震化の診断、それでもって町で建設職組合とかそういった人たちにお願ひして、そこでお金が発生したりするんでしょうけれども、私は耐震診断はその出口だと思います。それも、町民の意識が今回の大震災で私は高まったと思います。またいつ地震が来るかわからないと。そういった中で、例えば柱がゆがんでいるとかそういった問題が今家庭の中で起こっているの、こういった制度をぜひ使って安心して暮らせるような住宅の修復、その辺をできないという意味で私は聞きました。その辺をもう一度、町長、よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれにしても、多分耐震診断を受ける件数が少なくなっているということについては、これは一つ間違いないのは、震災で65%近くの住宅が壊滅したということと、併せてそういった方々が災害公営住宅にお入りになる。それから、新しい自分の住宅を造った。新しい住宅を造るということは、当然耐震も含めて備わっているわけですから、そうすると、震災で被災を受けなかった地域、いわゆる奥域、入谷地区とか含めてそうなんです、そういった地域の方々に限定されてくるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、耐震診断をとにかく受けませんかというのは、私入り口だと思っておりますので、そういう入り口部分に対しての周知ということについては、今後も積極的にこれまで

同様にやっていきたいというふうに思っております。

今この場所でリフォームの補助金ということについて、財政的な問題もありますので、ここで私軽々的にお答えするわけにはまいりませんが、いずれそういうことの入り口からまずやっていくということが大事だと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も町長が話した耐震診断の強化、拡充というのは、入り口だと思っております。これでもって住民の人が町から少しでも補助ができるんだったら耐震診断をして、建物の1割でも2割でも直して安心して住めるような家になりたいという要望は、私は出てくるのかなど。それはなぜかという、さっきも言いましたが、大震災が起こって間違いなくマグニチュード9の地震でもって津波被害に遭わなかった住宅、木造住宅、これに関しては、どこかしら私は傷ついていると思います。そういった住民の人たちへのこれは支援ということなので、その辺は町長も理解できると思うんです。

そして建設課長の答弁は、今の制度の中のその部分だけで、新たな判断というのはやっぱり町長がしていくことで、ここでは軽々に答えられないというのがやっぱり町長の立場だと思いますが、現実的に気仙沼の予算はあくまでも、大体2万世帯があつて、津波被害がどのくらいあつたかというのは、そこまでは私は調べていませんが、そういった中で、この500万円、50軒を対象にしたのがたったの2か月足らずで予算に計上した部分がなくなったということは、まだまだこれが時間たてばあると思うんです。そして、南三陸町ではこういった制度がないままに、耐震診断ということから私も入りましたけれども、こういった制度がありますと言えば、津波被害は受けなかった山手の部分の人たちは、お金かかっても、10万円かかるんだったら、あと90万円出して100万円のできるだけの整備をしようかというときは、大手の建設会社じゃなくてやっぱり弱小の工務店、そして一人職人の方、一人事業所の方がその仕事を請け負ういきかっけだと思えます。やっぱり南三陸町で生きていこうというような意識も、仕事があることによって高まるんです。だから、そういったことを考えれば、震災復興のお金から比べれば、500万円、1,000万円、こういったものでしょうか、この金額というのは、出せない金額じゃないと思います。何もやらずにして要望が出ないとかそういった中の判断で、この新たな事業、ほかの自治体でやっていて成功している事案をまねることも、被災自治体の現状を見ながら南三陸町でも私は取り組んでいいと思います。そして、まねでもいいと思います。ぜひ町長、検討していただきたいと思いますが、その辺、答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どうもお話聞いていると、全くリフォームの、いわゆる補助金といいますが全くないようなお話をしているんですが、私、今気仙沼の話しているのは、上乘せの部分のお話をしておりますので、その辺については財源の問題とお話ししましたが、現実問題として耐震診断をして耐震工事をした場合に国から50万円、県から25万円、町から35万円と、110万円が出るという現行の制度がございます。それは十二分に御利用いただけるものだと思っております。気仙沼のどの辺上乘せしているのか私はちょっと理解できませんが、こういう現実の制度がありますので、こういう制度を使って耐震工事をしていただく。もちろん前段として耐震診断は受けなければいけないということですので、こういった制度を使えばこういった110万円はお金が出るということですので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今町長答弁でありました110万円でございますが、これにつきましては、今県のほうとちょっと協議をさせていただいております。来年度以降の見込みということでございまして、現状は57万5,000円のリフォームといえますか耐震改修の費用が出ます。ですから、確定ではございませんが、見込みといたしまして、現在57万5,000円が、令和3年度、来年度になりますと110万円まで拡充をされる見込みでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が耐震診断は入り口だということから、こういった方向で、今こういった制度がありますよというような町長の説明でしたが、私は、耐震診断で一つの入り口になるかもしれないけれども、そういった耐震診断を受けて整備するというような事業のほか、雨どいを直したいとか、あとさっき3番目のこの問いに関しても、介護保険制度の中で、ケアマネジャーが関わって、その必要な手すりとかそういったのを整備できるというような形の話、それも分かりました。しかしながら、私が言っているのは、こういった例えば手すりでも、ほかの自治体の30万円以上の工事に関しては10万円が出ると。今耐震といたれば50万円だ、35万円だとか言っていますけれども、耐震もあります。しかしながら、住宅が30年たつと、雨どいが壊れたり、屋根が壊れたり、あとは外壁のペンキが剥がれたり、そういった軽微な住宅の再建、その辺も私は含んでいますので、耐震だけがこういった制度もありますということじゃなくて、30万円以上の工事に関しては、大工さん、工務店が入って直して、40万円かかったらば10万円は町のほうから補助出して、あと30万円が個人で手出しを

して、今家で困っている部分が修理できる。私はこういった制度を言っているのであって、耐震を声高に、町長も建設課長も言っていますが、私の言っているのは、そういったことだけじゃなくて細かい細部にわたっての工事がこの10万円出すことによってできるということです。そういった大金、耐震診断を使って、ここ耐震診断で危険だから、こうこうかかりますと。200万円かかりますと。そして、補助金がこう出ますと。そういった話もあるでしょう。しかしながら、皆が皆そういった大きい金額を、耐震診断でして200万円かかって、今の話85万円かかって、105万円という話も建設課長から出ましたが、そういった大きなお金がない人は30万円が高齢者の手すりが直ると。そして、ケアマネジャーの介護の状況というのは、なかなか今上に上がることができないというような現実がある中で、皆この介護保険料の中からこういった支援の中で頼まないという人もいると思うんです。だから、そういった、30万円以上ですから、結局は40万円でも、50万円でも、10万円出してもらって、40万円は自分の手持ちで出して、家で困っている部分を修復、リフォームするというような今回の私の考えの、ここは主眼です。だから、これを何とか町のほうからリフォーム助成ということで、耐震とは別に、それこそ1件当たり10万円、それが出せないのかというのが本題です。だから、その辺、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どっちをどう差してお話ししているのか私ちょっと理解できないんですが、いわゆるこの1番から3番までありまして、どこの部分で今の千葉議員がお話ししているのか、なかなかちょっと理解できないんですよ。基本的に3番に関連して言わせていただければ、当然ケアプランがあって、そこの中に従って改修工事をすると。金額はそれぞれ御家庭の御都合ですから、手すりしかつけないという人はそれでも結構ですし、それから段差を改修すると、それだけでもいいという人もいますし、みんな様々それぞれの自分のうちの改修の目的というのはありますので、全て何百万円をかける必要は何もなくて、こういう中で進めていけばいいということだと思います。

繰り返しますけれども、1番、2番、3番、どこをどうひっくり返してお話ししているのか、なかなか理解できないんですよ。そこだけちょっと分かるようにお話しいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 3番に関しては、介護保険制度の中で処理するから、この辺は私は問題ないと思っています。今の町で進めている状況の中で、ケアマネジャーが入ってやっていけ

ばいいと思います。そして、耐震診断、これに関しても、私は別ものだと捉えています。私が言っているのは、気仙沼市のこの10万円、30万円以上に対しての10万円補助金、ある程度の全てのものに関してはこの10万円を使ってリフォーム改修工事ができる、こういった内容です。町長は分かっている分かんないと言うんじゃないかなと思う。このぐらいの頭の人が私の言っていることが理解できないというのは、私はあり得ないと思っています。ただできないということを前提で、やる努力をするということに関しては、私の話には乗ってこないのかなというような感じを受けます。何回も言いますが、耐震診断は耐震診断であります。そして、高齢者の転倒に対する資金も基本的には介護保険料の中から捻出すると。そして、1番の問題を中心で今までやってきて、リフォーム補助に関してはこういった2つもあるんだよというような形で耐震と介護保険料から云々ということを出しましたので、その辺です。町長、分かんないと言うけれども、分かんないこと自体がおかしいと思うんだけど、その辺、もう一回答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 4番、1つずつやっていきましょう。1、2、3。だから、そっち言ったり、こっち言ったりしないでね。まず1つ、2つ、3つと分かれていますから、まず1番から。（「議長、前提として、気仙沼の制度と一生懸命言っているんだから、俺たち聞いても、気仙沼の制度ってどうなっているか分かっていないんです」の声あり）

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町のほうで理解していないというような、内容を理解していないというような形でしたらば、ぜひそれをホームページで御覧になって、こういった制度があって建設会社からいろいろ要望が出ているというような形の内容が多分載っていると思いますので、その辺、検討していただきたいと思います。

それでは、議席より3件目、入ります。何回言っても同じことの、私の知識が薄いせいか、やっぱりなかなか討論がかみ合わない、3問目に移ります。時間も時間ですので、3問目に移ります。

3件目ですが、10割増し「てんこ盛り商品券」の混乱の検証と町長の責任はということ。

町長に質問いたします。

1 番目、企画課長は、自分の甘さが今回の混乱の理由と言いますが、町長の責任と身の処し方をお伺いしますと。

2 番目、町外の方で、町内に宿泊滞在してまで商品券購入を希望者が買うことができなかった方への対応は。

3 番目、商品券は限られた期間での利用であり、前回の一般販売で買うことができなかった方たちが今回ぜひその「てんこ盛り商品券」を購入したいというような話を聞きます。そして、その期間が大体12月の中とか3 週目あたりから多分配布されると思いますが、その購買できる期間の延長ができるのか、この辺です。

あと、4 問目に関しては、一般販売のルールはどんな形で決められたのか。その経緯は。最終的に責任は町長であると思いますが、この4 件をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3 件目の御質問です。てんこ盛り商品券に関してですが、1 点目の御質問ですが、てんこ盛り商品券が町民の皆さんをはじめ多くの方々に混乱を招いたその要因については、私もさきの臨時議会で御説明をしたとおりでございますが、一般販売での混乱につきましては、私も大変重く受け止めております。その一方で、経済対策としての目的は達成をされております。先行販売で商品券を購入された多くの方からは好評をいただいているところでありますので、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた地域経済の早期回復に傾注をしまいたいと考えております。

2 点目、町外の購入できなかった方々への対応についてであります。商品券の一般販売については、地域経済の回復という目的を達成するために、加えて町外の方の需要にも応えるため、町内世帯枠と町外世帯枠を設けて抽せんにより販売をするということにしておりますが、購入できなかったという事実は町内の方も町外の方も同じでありますので、町外の購入できなかった方に対する特段の対応ということについては考えてございません。

3 点目の御質問、使用期間の延長についてであります。本事業は、多分御承知だと思いますが、国の臨時交付金を財源に実施しているものであります。当該交付金は原則として今年度内で完了する必要があるということ、さらに経済は生き物であります。早期に栄養分を与える必要がある現状に鑑みれば、スピード感を持って地域経済を回復させるためにも、使用期限を延長する考えはございません。

最後に4 点目の御質問ですが、一般販売のルールについてであります。一般販売のルール

については、担当課が過去のプレミアム付商品券販売等を参考にその仕組みを検討して協議の上決定をしたというところであります。新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れず、先行きも不透明であります。地域の雇用を守って地域経済の影響を緩和するために引き続き国や県の施策と連動した事業を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） じゃ、順番に1件目からいきたいと思います。

町長の責任というような形を今回は問いました。なぜかというと、町民のほうから、今回で大混乱が起こって町長の責任が見えないと、そういった意見がありましたが、そういった町民の意見に対して町長はどのような答弁をいたしますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この辺、分け隔てして考えなきゃいけないのは、この制度を立ち上げてんこ盛り商品券とそれからその販売の1点において混乱を得たということで、それがすべからく責任になるのかということについては、私は千葉議員とは考え方が違うというふうに言わざるを得ない。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 例えば、多くの自治体でもやっぱり同等の問題が起きました。町でもその辺は把握されていると思いますが、そのためには一定のルールがないと、やっぱりこういった混乱の原因にはなると。2か所での販売に関しても、広く時間を、地域を分ければ、こういった混乱等は私はならなかったと思います。アリーナには災害公営住宅が近くにありますが、8時から販売ということで、7時半、7時に行けば何とか買えるだろうというような住民の判断もありましたが、それが今回は行ったらもう終わっていると。こういった町民の期待というのは大きな町への不信感に私はなっていると思いますが、その辺に対して答弁、お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ですから、その件については、前にもお話ししたとおり、こういった混乱を招いたという部分については、私どもも真摯に受け止めているということを再三私お話をしているとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 真摯に町長、話していると言いますが、議場で、議員に、これだけでは住民は納得しないと思いますので、私が二、三件受けた町民の声としては、広報に町長の謝

罪文を載せてほしいというような提案でした。その辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く考えておりません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） その辺に関しては、そのように、住民に会ったら町長は住民に対する謝罪の気持ちは全くないと、そのように伝えたいと思います。

あと、町外からわざわざ車で来たりとか、宿泊地に泊まって買いに来た人への何か、何かしらの商品券の配布とかそういったのはできないかという質問の趣旨ですが、町長に関してはそれも全く考えていないと。2問目はこれで終わりかなと思います。

そして3問目に入りますが、この一般販売、例えば3セットですと1万5,000円出して3万円のものを買えると。それを残された期間、例えば2か月と1週間、その中で、一般家庭で3万円を使うということは結構なかなか大変なことだと思いますので、その辺、どのように町では捉えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の御質問の部分については、今企画課長から答弁させますが、1点目でドキドキしているという話をしていましたけれども、もう少し日本語の聞き方、受け止め方、もう少ししっかりしていただきたいなと思っております。おわびするつもりは全くないとかと、私一言も言ってごさいません。広報紙に載せるのは必要ないと言っているだけの話であって、前々からお話ししているように、この混乱を招いたことについては、我々としても何度もおわびを申し上げているわけですから、そこはひとつちゃんと日本語をしっかり理解しながら受け止めていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 期間の延長を判断する上で、最初に先行販売等で実施した換金の状況がどうなっているかといったところを課内で一旦調べましたが、11月末時点で、換金が5,600万円ほどまで積み上がっているという状況でございます。この時点での発行数は約1億2,000万円程度ということですので、半分近くが既に執行されていると。ましてやこの11月末時点の数字の中には、一番使われていると目される、10月末時点の話なんですけど、その換金が入ってごさいませんので、それを入れれば優に6割近くは恐らくいっているだろうといったような状況を踏まえたと、残り3,000万円程度ですが、3,200万円ほどにつきましては、十分1か月で消化できるというふうに当課のほうで見込んでおります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長は謝罪しないとは言っていないというような話だと思いますけれども、そのしないとは言っていますというような今の答弁に対して、やっぱり南三陸町の町民、そして来町された方への気持ちというのは、やっぱり伝わっていない部分が多々あると思うので、何らかの形で取りあえずその辺は私は町民の声を聞いて謝罪の形というのを出したほうがいいのかなというような質問で聞きましたが、町長の考えは分かりましたので、していないわけではないというような感じでしたので、その辺、今後多くの町民の人たちがどのように捉えるかということが一番の私は問題だと思いますので、町民の方が町の姿勢というものを考えてくれれば私はいいのかなと思います。

この混乱があつてから企画課のほうに電話、今回に関しても、投函の時期はいつからというのが今回の追加の応募に関しては書いていなかったというような話も私のほうに連絡来たのですが、その辺の不備の部分が、まだ反省をし、その反省の下に立っていないのかなというような、いつから投函できますとか、その辺も記載をできればするべきだったんじゃないかなというような感じを受けます。

そして、町へのてんこ盛りに関しての苦情は企画課に行っていますが、企画課に電話しても、分からない職員がいるんだと。担当の職員がいると思うんですけども、多くの電話の中で、その対応に追われて分かんない人たちが出た場合にすみませんというような形で、その質問に関して答えられていなかったというような話も聞きますので、この辺、企画課のてんこ盛りに関しての今回の問題発覚、そして残りの分の販売について、どんな体制で今臨んでいますか。そして、その対応できる職員、何人ですか、企画課に。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 住民のお問合せに対してそういった行き違いがあつたというのは初めてお話いただきましたので、そこはこちらも一日でも急いでいるという中で、課内では一定の開始日をお話しておりますけれども、投函した翌日からは既に箱を置くようにということだったんですが、全部に行き届かなかった地区も確かにございます。そこは、いずれ12月11日までの期限でございますので、そのスタート時点でそういったクレームがあつたというのは初めて先ほども申し上げましたがお伺いしましたがけれども、いずれ11日までの期限ですので、優に時間はあると思いますので、多くの方に御参加いただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長が話していたように、このてんこ盛りの10割増し商品券というのは、町民の希望も多くて、買えなかった人の落胆というのは大きいものであります。そして、今後、企画課で計画している販売の期間、予定、大体今分かる時点で、いつぐらいで想定しているのか。それは町民みんなが知りたいことであり、応募に関しての抽せんに関しても、町民が知りたいところだと思います。議会の議員に対しての説明会がありましたが、町民にはその辺が伝わっていないような私は気がします。そういったことから、今後の段取り、教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 抽せん日につきましては、既に抽せん券をお送りしている際にも記載をしておりますし、ホームページでも記載をさせていただいております。期日は12月16日でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 抽せんに関しては、12月16日。それから抽せんして、その後の販売の形、その辺、教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 速やかに当選の通知を引換券と併せて差し上げる予定にしております。これは郵送になります、町内の方につきましては。ですので、早い方では日曜日あたりから引換えに入るような体制を取られるようにということで、係のほうには指示をしております。日曜日ですか、その週の日曜日。それと、町外の方につきましては、当選通知と併せて町の納入通知書を送付いたしますので、それがそれぞれの金融機関で納入されまして、町として入金を確認された上で商品券を発送するという手だてになりますので、町民の方の引換えに比べますと若干時間はかかるものというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） てんこ盛り商品券に関しては、議員に説明に執行部が来たときに、私は一日でも早くやってほしいと。そして、今現在、企画課が今回の残ったものに関しての対応としては、それが万全だろうと。私はそこで、執行部に対して話をしました。そうしたら、今企画課長の話ですと迅速かなと。ただ、11日までというのは果たしてどうかなと思っています。それが短ければ使う期間も長くなるのかなというような感じを思いました。ただ、今度の日曜日ということは、13日ですかね、そこぐらいにはというような形ですかね、使えるような、11日以降ですと。そうか16日の週ですね。分かりました。取りあえずその辺を迅速

に町のほうでは対応しているということなので、できるだけトラブルのないような形でお願いしたいと思います。

あと、今回の一般販売に関しては、まだいろんなことがあるようで、買った人にも買えますというような形を、通知とかそういった行き違いがあったりしているようです。ただ、その辺も、今回の中ではなかなか全て100%事務処理をするというのは私は難しいと思うので、私は行政の仕事に関しては私自身寛大だと思っていますので、役場職員も取りあえずできることとできないことといろんなことがありますので、その辺は私は見守っていきたいと思います。

最後になりましたが、町長と議論が、勉強していない私の無知さがこういった議論で議会を混乱させたお詫びをこの席上からしたいと思います。取りあえず私は住民の生活が少しでも楽になればということで、町民の意見を吸い上げて、町長にいつも難しい訳の分からないことを言っているとと言われても、ただこれは議員としての代弁者の役目を私はしているので、決して町長にいろいろと何も分かんない、説明が下手だと言われても、私的にはそれで満足していますので、今後とも、町長、ひとつよろしくお願いします。終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

切りのいいところで、暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

次に、通告4番、後藤伸太郎君。質問件名、震災遺構と教訓の伝承について。以上1件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） それでは、一般質問を壇上よりさせていただきたいと思います。

今回は、震災遺構と教訓の伝承についてということで、町長並びに教育長にお伺いしてまいりたいと思います。

東日本大震災から、あと3か月で10年という節目の日を迎えます。全国的にも東日本大震災といえば南三陸町というくらい、当町と震災の結びつきは深く、3月11日には当町での報道や取材も多くあるのではと思っております。そのときに、この震災遺構と教訓の伝承について、町としてどう応えるのか、その考えをまとめていただく一助としていただくためにも、

このタイミングで質問しようと思いついたところでございます。

当時の様子を今に伝える震災遺構を取り巻く状況や震災を知らない世代へ教訓を伝えていくための取組、そしてそのために使われる伝承施設と祈念公園の今後について伺ってまいりたいと思います。

1つ目といたしまして、志津川市街地に残る建物などの遺構に対して町の考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、子供たちには教育の中で震災についてどのように伝承しているのでしょうか。

3点目、整備費用が大きく増額された道の駅ですが、震災伝承という役割を十分に果たし、費用対効果を得られるものになるのでしょうか。

4点目、祈念公園の維持管理の体制は整っていますか。

最後、5点目といたしまして、公園内の旧防災対策庁舎前の献花台には多くの方が訪れている一方、あの建物は見たくないという方もいらっしゃると思います。その方たちにこれまでどのようなケアが行われてきたのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の震災遺構と教訓の伝承についてお答えをさせていただきますが、2点目については教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

まず、1点目の御質問、市街地に残る遺構についてであります。志津川市街地には震災当時の状況を物語る建物等が存在しております。防災対策庁舎につきましては、篤と御承知のとおり、震災発生から20年間の県有化ということになっております。この間に町として保存の是非を議論することとしております。

また、民間企業が所有する建物については、たびたび議論の的となっておりますが、これまで申し上げてきたように、町有化や町が直接に保存する計画はありません。

さらに、志津川市街地には旧志津川駅や軌道が残存しておりますが、これらについては、JR東日本より譲り受け、そのままの姿で保存・管理をしていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の御質問です。震災伝承館の役割についてであります。現在、道の駅の一つの機能として整備を進める震災伝承館については、東日本大震災の教訓とともに、有形・無形の支援に対する感謝を表し、防災教育の拠点となる施設として整備を予定しております。

本施設の特徴といたしましては、震災遺構や遺物がそれほどない現状に鑑みまして、町民皆様の体験等に基づいた学習プログラムを提供することで、他施設との差別化を図るものであります。現在は、ハード面の整備と並行して多種多様な来訪者へ防災学習の機会を提供すべくプログラム制作を進めておりまして、この施設で学んだことを持ち帰り、実践していただくことが最大の効果であると考えておりますので、一人でも多くの方に意義ある防災学習を提供できるよう、引き続きプログラム制作を進めてまいりたいと考えております。

4点目の御質問、祈念公園の維持管理の体制についてであります。南三陸町震災復興祈念公園は本年10月12日に全体開園をしております。その維持管理につきましては、志半ばで東日本大震災の犠牲となった多くの仲間思いを寄せ、職員が主体的に管理していくこととしております。今後は、町民皆様のサポートをいただけるよう、志津川地区まちづくり協議会等と協議を進めているところであります。

最後の5点目の御質問、防災対策庁舎を見たくない方へのケアについて。

これはあくまでも一般論としてお答えをさせていただきますが、東日本大震災による心のケアにつきましては、これまで仮設住宅や復興住宅の集会所を会場に保健師が健康相談を実施してきたほか、町民を対象とした健康調査に基づく戸別訪問を心のケアセンターとともに実施してまいりました。

また、こころの健康相談につきましては、現在も毎月1回実施をしているところであります。引き続き町民一人一人に寄り添ったケアを実施していきたいと考えております。

以下、教育長より答弁させます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私のほうから2点目の御質問、子供たちには教育の中で震災についてどのように伝承しているのかについてお答えいたします。

町内の学校では、防災教育全体、あるいは教科領域の中で、震災について学んでおります。総合的な学習の柱に環境や防災を取り入れたり、社会科の授業には震災復興を学んだりする単元もあります。このほかにも、防災マップの作成や避難所運営訓練、幼保・小中高とつながる少年防災クラブの取組など、様々な活動の中で震災を意識したカリキュラムを取り入れております。

復興が完遂に向かう中、子供たちには朝晩の通学や日常生活を通してまちづくりの姿を見て復興を身近に感じてくれるのではないかと思いますし、それが震災の伝承にもつながってほしいと願っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、1つずつお伺いしていきたいと思います。

1点目です。震災遺構というものに町としてどのように考えていくかということです。一番最初に話題に上がりましたのがやはり防災庁舎、旧防災対策庁舎かなと思います。今県有化されておりまして、議論するということになっておりますが、今は県有化でございますので、まず県ではどういった部署が担当していて、町はどういった部署が担当していて、具体的にどのような管理をしているのか、ざっくりとお聞かせいただければと思いますが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 県のほうの担当は震災復興・企画部が担当しているというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 県有化の意味は、将来的にあの建物をどうしていくかということを冷静にといいますか時間をかけて議論していくために、その時間をつくっていただいたというのが一番大事なところかなと思っております。先ほどの町長の答弁ですと、しっかり議論していきたいということですが、公園も完成しました。10年という節目もそろそろ迎えます。そろそろどうやって決めていくのか、どういう話合いの場を持つのかということが具体的に見えてきていい頃合いなのかなと考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から、この議論、いつスタートするんだということで、御質問いただいた経緯があって、その中で私がお話ししているのは、公園が全て完成してということということでお話をしておりました。御案内のとおり、10月に全て完成ということになりましたので、今後どのように進めていくのかということについては、庁舎内においていよいよ本格的に議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 手を挙げるのが遅くてすみません。庁舎については分かりました。

志津川市街地の建物等につきまして、幾つか具体的にお話を伺っていきたく思うんですが、答弁の中で、民間所有の建物なんかがあるよと。それは恐らく高野会館のことかなと思うんですが、請願が上がったりいたしまして、議会としても町で引き受けるべきではない、祈念公園エリアに組み入れるべきではないという判断が下されたものというふうに認識しており

ます。ですので、民間所有の遺構として今後残っていくのだらうと思います。

1つだけ、アスベストの問題があったと思うんですけども、その後どういった進捗になっているか、町のほうでは押さえておられるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町のほうとしましては、現在のところ、手だてといたしますか、については、検討といたしますか、はしてございません。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 分かりました。健康被害がないように配慮していただければなというふうに思っております。

それから、お話、答弁の中でちょっと旧志津川駅、またJRの軌道敷ということが出てまいりました。どうするのかなど。お伺いしようと思いましたが、JR東日本さん、一応、一応と言ったらあれですか、民間の会社が所有しているものなので、そこから譲り受けて、そっちは引き受けてというか、町の祈念公園のすぐそばに志津川駅が見えますので、譲り受けて管理していきたいというようなことのようにございました。

現状をちょっと確認しておきたいんですが、今は私もあの近くを通りますと懐かしい気持ちといたしますか、プラットホームに出るのに改札口を通るとやけに薄暗いあのコンクリートのトンネルみたいなものをくぐってホームに上っていくというようなつくりになっておりました。そこ今立ち入ったりとか自由に見学したりということができるとかどうか教えていただきたいと思うんですが、今どんなふうになっていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現在、志津川駅のホームにつきましては、ちょっと1段下がっております、とにかく危険だと。まだ整備がなされていないということもございますので、JRさんにおいて侵入防止のフェンスを回していただいているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一町民として、当時を知る者といいますか流されて跡形もなく消えた町を知る者の一人として、できれば立ち入ったりとかしていききたいと考えておりますけれども、今後そのような方向に進んでいくのかどうか、感触をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 志津川駅なんですけど、ちょっと震災の翌年、それから2年目、御承知のように幸坊治郎さんの「ウェークアップ！」の現場放送というのが2年続けてホームの上か

らやりましたので、私自身もあそこに上がっていろいろ取材を受けましたが、志津川地区のいわゆる中心的な駅から眺めた姿というのは、なかなか忘れられない思いでいっぱいでございます。それが意味JR東日本さんの御協力をいただいてということになるかと思いますが、いずれ今後の方向性については企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 以前にもちょっと若干触れて御回答した経緯もあろうかと思いますが、最終的には町の遺構とすればですが、当然一般の方々が祈念公園から出入りしてプラットフォームに立てるようなしつらえをお願いしたいという希望でJRさんにはお伝えしております。その上で、その軌道敷を散策といいますか、思いにふけるように歩けるようなスペース、いわゆる歩道ですか、そういったものも含めてJRさんで検討できないでしょうかといったようなボールは投げかけております。JRさんも、まるっきり駄目ということではないんですが、まだその作業について、ようやく祈念公園の全体開園に合わせまして駅の雑木等をまずは除去していただいたということで、具体の測量等に今後入りながら町と一緒にどういった方向性がいいのか詰めていきたいというふうなお考えでございますので、もう少し様子を見ている状況下でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 祈念公園が全体開園されまして、私も何度か足を運びまして、いろんな方が御案内するという機会があるかなと思います。まちづくり協議会にもおりましたし、防災庁舎に関しても、まさに中心になってといいますか、積極的に関わって活動してきた経緯もありますので、自分の知り得る限りのことをお伝えしていたりしているところでございますけれども、築山、祈りの丘ですか、あちらに登るとようやく全体像が見渡せるようになりまして、やっぱり駅があるなというのも、今までは何となく工事が行われていたり、いろんな人が出入りしたり、重機が置いてあったりして、なかなかちょっと見えづらかったんですけども、はっきり見えるようになってきて、あれ何だろうと。やっぱり行ってみたいという気持ちになるものなのだというふうに改めて実感しているところがありますので、そういう位置的に近い距離、位置関係にありますので、一体的にというところとちょっと難しいかもしれませんが、ぜひ関連づけて整備していただきたいなというふうに思っております。

同じように見えるものとして、先日気がついたんですが、せせらぎ公園という公園が近くにもともとありまして、大きな岩が置いてあったりとか、あずまやがあったりとかたしかした

かなと思うんですけども、それこそ工事資材置場とかになっておりまして、しばらく見え
ずにおったんですけども、あれ残っているじゃんというのを最近気づきまして、せせらぎ
公園については今後どのような整備といたしますか、どうしていくおつもりなのか、お考えが
あればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） せせらぎ公園につきましてですが、全体開園に合わせまして、まず
除草等を行ったと。それと、今後、八幡川西側の整備工事に合わせまして、せせらぎ公園と
いう石柱ですか、石柱とかあと歌碑とか、あとは昔園路だった部分等々の石がまだ残ってご
ざいます。それらを環境整備工事と併せまして据付け直しとか、あと若干内水排除の関係で
低い部分もございますので、そちらのほうを設置するなど一定の整備といたしますか、祈念公
園の近くでもございますし、あとはある意味、こちらのせせらぎ公園につきましても、グラ
ウンド・ゼロという意味合いもございますので、一定の小ざっぱりとした整備をしていき
たいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ということは、町で管理していくとか整備していくというお考え
のようです。その整備の仕方としては、何でしょう、例えば再建するみたいな話ではなくて、
危険性のない程度に現状の雰囲気とか趣を残したまま置いておきたいなというようなお
考えのようです。

ただ、以前の議案で、都市公園から外したような気がするんですね、せせらぎ公園。その辺
の法的な根拠といたしますか、どのように関わっていくのか、現段階は検討中という答えが返
ってきてそうだなというのは思いながら、町としてせせらぎ公園はあのまま残しておきたいな
という考えで間違いがないか確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 一定の整備をする以上は、一定程度は町のほうで当然管理をすると。
確かに都市公園という位置づけについては、今後内部のほうで検討させていただきたいとい
うふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そう考えますと、祈念公園周りに当時の遺構が当町では非常に少ない
という話、町長何度かおっしゃっておられましたけれども、築山、祈りの丘登ってみますと、
意外と見つけられたといたしますか探せばあるもんだなというふうに思っておりますので、せ

っかくですから有効に、学びの拠点として祈念公園、震災伝承館があるわけですので、関連づけて議論していただきたいといえますか、公園は建設課の管理だから建設課がやるんだとか、そういうせせこましいことは言わずに、来た人からすれば全てが学びの場であろうと思いますので、そのあたりもフォローしていただきたいなというふうに思います。

その延長線上で、1点だけ細かい話ですが、お伺いします。志津川中学校の下、志中大橋というのがあって、あれを中学校側から渡ると交差点がありまして、おすし屋さんとかお食事屋さんとかある方向に重機が1台10年前の姿のまま転がっているというか、安置してあるといえますか、置いてあるんです。10年そのままです、何だろうとずっと思っておりまして、あのあたり、1回土地のかさ上げ工事をしたんです。ですので、その際に持っていってしまうのかなと思ったら、丁寧に重機を1回動かして、そこを盛土してもう一回戻してあるんです。なので、恐らく町で管理しているものではないと思うんですけども、せっかくここまで残ったものですし、所有者の方とはどのような話合いが行われているのか伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 所有者の方も存じてございまして、所有者の方にちょっとお聞きをしたところ、震災復興10年というのをめどに一応置いているんだということございまして、今後につきましては、10年過ぎて今度の春先ぐらいにはちょっと処分といえますか撤去したいというお考えのようございまして。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 個人の物に町がどうのこうのと言う立場にはないとは思いますが、例えば今後整備される震災伝承館に置いておくとか、ちょっと素人考えですけども、そういったことも当時の様子を、いかに津波の威力が大きくて恐ろしいものだったか、人の営みというのはこういうふうに簡単に消し去られてしまうものなんだということをそれこそ震災を知らない世代に伝えていくためにはそういった考え方も一つあるのかなと思うんですが、現時点で町長なり町として重機に関して何か思うところがあればお伺いしておきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変観察眼が鈍くて、そこに重機があるというのは今聞いて初めて分かりました。多分工事の関係で置いているのかなぐらいの感覚であそこ通っておりますので、建設課長が言ったようにそういう業者の方の思いがあるということですので、その辺どうな

のかについては、改めて業者の方に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） あそこは私も毎日通るので私は目に入るというだけなんですけれども、中にはあそこ西団地の方とか旭ヶ丘の方とか毎日通るのにずっと置いているなというふうに思っている方もいると思いますので、町としても認識したよということでしたら、今後何か対応していただきたいなというふうに思います。

2点目に移ります。

教育に関連しての震災伝承ということについて考えていきたいなと思いますが、現時点でどのような取組が行われていますかというような御質問をさせていただきましたが、学校の授業の中でも実際に震災を取り上げているし、避難所運営訓練とか、私もけが人役で参加したりとかしたことがありますし、防災クラブですか、そういった積極的な活動が見られているということのようです。この質問をしようと思いついたときに、ちょっとテレビ番組のお話で恐縮なんですけれども、気仙沼の向洋高校、震災伝承館ありまして、そこで地元の中学生だったと思うんですけれども、語り部をするというような取組についての報道がありまして、中にはずっと震災についての記憶をお母さん、おばあさんが封印していたけれども、子供さんが語り部をやりたいからちょっと教えてくださいというような話をして、当時のまだ、今中学生ということは当時はまだ非常に幼子だったと思うんですけれども、その子に対してこういうことがあったんだよというような語りかけているような場面が非常に印象的で、何でもかんでも悲しい記憶を呼び覚ますことが必ずしも正しいことばかりではないと思うんですけれども、やはりこの町で生きていく以上、この町で生まれ育った子供たちにとっては、ああいったことがあったということをしっかり知って、受け止めていただいて、自分なりにどう関わっていくのかということを考えていただくという機会を設けることは非常に重要だろうというふうに思います。

我が町ならではのといえますか、我が町ではこういったことで震災のことを子供たちと向き合っていきたいんだと。そのためにこういう我が町独自の取組をしていきたいということがあれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 我が町独自というか、我が町には冒頭でもお話がございましたけれども、それこそ全国から注目されるような南三陸町でございますので、震災遺構であったり、あるいはその後の取組であったりということは、非常に学ぶべき価値があるものだと思って

おります。その中で、これまでの教育の中では、どうしても震災遺構等に関わるということというのは、様々授業を受ける子供たちの諸事情等がございまして、非常に気をつけながら指導、配慮していたところがございます。どちらかという教育の中で地域を取り上げるというときには、震災から復興してくる、発展をしていくほうを視野に入れた、住宅が高台のほうに移ったとか、あるいは様々な施設が完成していつているとか、あるいは今までなかったものが出来上がってきたということなどに目を向けている指導が中心であったと思っております。

今後は、ちょうど10月に完成されました震災復興祈念公園、祈りの丘から見渡す南三陸町の様子というのは、本当に様々あります。本当に祈りである、追悼であったり、継承であったり、そしてこれまでの感謝であったりというのがありますので、今後、各学校、防災担当の先生方とともに、これからの新しい南三陸町の防災教育の在り方について検討していかなければならない時期だと思っておりますし、また来年度完成、来年完成する震災伝承の「南三陸311メモリアル」での学習との関連なども踏まえつつ、しっかりと子供たちに南三陸町の防災教育を取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 過去にあったこと、それから今後どうしていくのか、または災害からどのように大人たちが復興に邁進してきたのかということ伝えていくということは非常に重要だと思います。

その中で、もう一つ、視点として必ず伝えていただきたいのは、想定外というものは起こり得るんだよということも当然一緒に教えていかなければいけないと思いますが、やはりチリ地震の教訓が、チリ地震のときにも津波ここまで来なかったからうちは大丈夫だみたいな、やっぱり安心感が被害の拡大を招いたという苦い教訓がありますので、たとえ高台に移ったといえども、もしかしたら30メートル、40メートルの津波が来るかもしれない。または、大雨が降れば土砂災害があるかもしれない。様々な災害がこの町には起こり得るんだよということも一緒に伝えていっていただきたいと思いますが、現状、そのあたりはしっかり子供たちに伝わっているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 防災訓練等々の場合には、子供たちも積極的に地域の活動のほうに関わるようにその都度学校のほうから指導をしていただいている、声かけをしていただいているところでもございますし、また校内で行われる避難訓練等においても、避難の仕方は想定される中で、もちろん想定外のときには学校の指示に従って行動するということなども指導

しております。防災のマニュアルも現在見直しをしているところでございますが、津波関係以外にも、昨今非常に気象異常というんですか、それで台風であったり、大雨であったり、様々な被害がありますので、それを踏まえて高台であっても大雨があつて崩れる場合もあるだろうし、今まで経験をしたことがない災害が起きるかもしれないということについては、常々子供たちのほうには指導しているというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 質問の一番最初に伝承施設と祈念公園の今後についてなどということ
で文言入れさせていただいたのは、まさに今先ほどの答弁で教育長にお答えいただいたような震災遺構との距離感と申しますか、これまでは少し遠巻きに見ていたような感じもあるように今受け止めましたし、ただ、全体開園した祈念公園であるとか、今後整備される震災伝承館、伝承館という言い方ばかり言っていると伝承館が正式名称になっちゃいそうなので、正式名称、何でしたっけ、南三陸311メモリアルでしたっけ。長いですね。南三陸311メモリアルについても、子供たちの教育の中で有効に活用していただきたいと思うんですが、そのように考えますということでした。

1つ要望、要望と申しますか、具体的に申し上げれば、せっかく祈念公園がございますので、祈念公園に授業の中で年に一度は全校生徒、全校児童が訪れてみるというような機会を設けていただくことを続けていっていただくというのはいかがかなというふうに私は考えておりますが、回数であるとか、頻度であるとかにはこだわりませんが、地元の子供たちがあの場には行ったことがないんだという子がいないのが自然なのではないかなと私は思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私も全く同感でございます。あの震災復興祈念公園、やはり子供たちには一度はその場所に立っていただきたいと思っております。一度ならずも、何度もというところでございますが、ただ授業としてとなると、やっぱり祈念公園から遠い学校さんもありますので、学校として震災復興祈念公園の祈りの場で周りを使用するというときにはどうしても限られた学年を決めたりして、そしてモアイバスを利用するなどして、子供たちに直接見てもらう、感じてもらう、風を感じて、心を感じてというところでございます。震災復興祈念公園ならずとも、新たにできたところについては、各学校工夫して、松原公園ができると松原公園に行って遊んだり、その広さを味わったりしている学校さんもございますし、中橋ができたというところとそこで体験をしたりというところをしております。今後は、明確に何

年生は必ずあそこの祈りの場で追悼するんだというような明確な教育計画をつくっていかなければならないと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、3点目に移りたいと思います。

道の駅です。先般の議会の中でも大きく補正じゃないのか、債務負担行為になるんですかね、が増額されたりとかございました。ですので、何かいかにも大金がかかっているよというような雰囲気が伝わってきますので、お金をかけるなということよりも、お金をかけただけの価値がある施設にさせていただきたいというのが私の願いでございます。ただ、まだ完成しておりませんので、今後ソフト面の充実も含めて、これからさらに増額、増額という話になっていくと、どんどん町民の心が離れていってしまう気がしますので、今後予算執行の在り方等も含めまして、そういったことにはなっていないかと思いたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 伝承館の予算の関係等を含めては企画課長からお話をさせますが、伝承ということで広く見た場合に、伝承館を造ってそこだけが語り継ぐ場所なのかというと、決してそうではないと思っております。とりわけ当時町内各小中学校、あるいは各施設に多くの避難の方々が、そこに避難生活を、数か月暮らしたわけです。そこで、どういう生活があったのか。そこでみんながどういう肩を寄せ合ったのかということ語り継ぐのもこれ一つの伝承だと思っております。新しくできた伝承館だけが伝承施設ということではないと思っております。とりわけ私がこう言うのはあれなんです、ベイサイドアリーナの事務室に災対本部を設置して、あの当時大混乱だった場所が、今あそこにずっといた職員が役場の中で私1人しかいないと。もうほとんど退職、勇退ということになりました。したがって、あそこで何があったのかということ語れる人材というのは、役場の中で実は私しかいなくなってしまうということです。それをどう伝えていくのかということを含めて、やっぱりこれは大事なことだと思っております。とりわけ災対本部がありましたので、あその状況というのは、私はつぶさにずっと連日見ておりましたが、あのベイサイドアリーナの玄関については、まさにあそこは天国と地獄でした。それから、多目的ホールについては、まさにあそこは遺体の安置の場所だったし、それから体育館については、あそこはもう物資があふれんばかりに集まっていた場所だということ。あのベイサイドアリーナの中、そのものが全てが伝承の施設だったと言っても過言ではないと思いますし、また併せてあその駐車場に

は、イスラエルのプレハブの医療施設ができたりとか、あの一帯が全てがそういう場所であったというふうに思っております。したがって、そういうものをまずある意味伝えるということがもうもっとリアルな話になっていくのかなというふうに思っておりますので、そういうことをトータルに含めて伝承をどうやっていくのかということが非常に重要なんだろうなということは、私自身痛感をいたしております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 御質問の費用の部分につきましては、いずれ今議会に追加提案させていただくこととなりますが、いわゆる外構建築の部分については、まだいろんな不確定要素があるものの、大きな金額が変更になるとかというのはあまりないのかなというふうには思います。ただ、伝承施設の中で、まだ工事費として、工事費といえますか上がっていない部分が少なからずあります。本体とはまた別の部分でして、現在、この中で展開するプログラムの作成と併せて室内の展示計画というのをつくっております。その展示の業務というのが来年度以降改めて出てくるというのが、今後道の駅に関する費用としてはその部分が出てくるのかなと思います。ただ、億とか、何億とかそういった金額ではないと思うんですが、いずれ、先ほど小中学生に対する震災伝承もそうなんですが、これまで町内の様々な語り部の方々が何とか今ある施設、設備で有効な語りをやってきていただいたと思いますし、この道の駅の伝承施設がその中核的な機能を、また語らいの場の提供という意味でも大きな役割を占めていくのだらうというふうに思っておりますので、質問の中に、費用対効果というお話もありますが、お金だけで代えられないのが命でもございますので、当然救える命を救っていくのがこの伝承施設の役割の一つだというふうに思っておりますので、一概に金額で費用対効果というのは示せるものではないなというふうな考えを持っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私が震災……、また言いかけましたね、南三陸311メモリアルに期待するものとしては、町民の皆さん自身が、災害を体験した方、体験していない方、いろいろいると思いますけれども、その町民の内側にいる人自身が外側から来る人をあそこに連れていきたくなる施設であるべきだろうと思っております。なので、先ほどの町長のお答えの中で、あそこで完結する話じゃないんだと。あそこをだから拠点にするという意味はそこにあって、あそこに行けばじゃ私はこういうことが知りたいということがあれば、それはじゃ戸倉地区に行けばあるよとか、被災していない人はどうだったのかなというのを知りたいから、じゃそれだったら入谷地区に行ったらいいと思うよとか、あそこをハブにしているいろ

なところに情報であったり、震災の学びが町全体に広がっていくための拠点として機能していただくと。だから、まず最初に町民は外から来た人をあそこに連れていくんだという施設になってほしいと。そのために必要な予算であれば議会の議決は得られるんだろうと思うんですけども、そこをしっかりとお約束いただきたいといいますか、意識をぜひいただきたいなというふうに思いますが、「うん、うん」とうなずいていますので、じゃこれについての答弁は要らなそうなので、ほかのことを聞きたいと思います。

志津川市街地全体です。さんさん商店街がありまして、道の駅が整備されまして、八幡川を渡ったところに、中橋を通じて渡ったら祈念公園がありまして、今度その上の山の緑地帯あたりもちょっとその中に広げていって一体的に整備していくという計画だと。さらに、もとのランドデザインでは、そこから海に向かってのしおさい通りなんかが計画されていて、うみべの広場といいましたか、大きな屋根のかかる広場もできるみたいなお話があって、まさにその低地部を一体的に整備していこうという青写真が世界的な建築家の方によってランドデザインされたものというふうに認識しておりますけれども、まだその具体性といいますか設計図のようなものが見えてこないというのが、私振り返りましたら5年前ぐらいにこの質問やっているんです。志津川市街地のにぎわいをどうやって設計するんだという話をしていました。今もまだなかなか町民の皆さんに伝わる形ではっきりとは見えてきていないと思いますので、これ少し急がないといけないと思うんですけども、その辺のスピード感、どのように捉えておられるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず、しおさい通りなんですけれども、しおさい通りについては、今補正予算で認めていただいているにぎわいづくりの検討会を進めていまして、今11月16日と12月7日、この間の月曜日2回開催しております。今後あと2回開催することにしておりまして、その中でどういったにぎわいをつくっていくのかというものをしっかり決めていって、それで令和3年、4年にかけて整備していくという予定になっております。

今現在の状況としては、エリアコンセプトを皆さんで話し合っていて、ビジョン、どういうビジョンにしていくのかというのを話し合い、さらにそれを実現するためにはどういう仕掛けをしていくのかというところの議論まで進んでいるということになっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 3点目については大体分かったかなと思いますが、1点だけ懸念事項

というのは、やはり私も今マスクをつけてしゃべっておりますけれども、コロナの影響というの出ないのかなという。今検討会を開いているということでしたけれども、人が集まって話すだけで、それはちょっと会議をやめようみたいな形にもなっていくわけですので、その影響が出ないようにというのは心配なんですけれども、それについて大丈夫ですよと聞いてもコロナに聞いてくれと言われそうな気がしますけれども、やはり遅れば遅れるほど町民の心が離れていってしまう懸念があるなと思っておりますので、ですので先ほどスピード感はどうですかという話を聞きましたけれども、そのあたりの懸念事項も含めてどういう気構えで進めていくのか、町長なのかな、担当者なのかな、お気持ちをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、これまでいろいろこの伝承館の関係で、いろいろ関係者、話を詰めてきているときに、一番最初にやっぱり頭をもたげるのは、コロナがどうなんだろうという思いをずっと持っていて、基本、ラーニングの場所につきましては、基本あそこはもう全く皆さんが閉鎖的な空間に入っていくということになりますので、その辺の対策ということについても、やっぱり十分に考えなければいけないのかなというふうに思っておりますし、でき得れば来年、再来年の3月をめどにオープンを目指しておりますので、それまでにはコロナが終息して、マスクを外して皆さんであの場所で見ただけならばというふうな期待は抱いております。ただ、今お話しのように、あまり時間がたってしまうと、これも関心が離れるということも当然あってまいります。ただ、来月1月に地鎮祭を開催をしたいというふうに思っておりますので、あとはもう目に見える形の中で、一つ一つ、上屋が建っていくということになりますから、町民の皆さんにとっての関心というのはいつ完成かなというふうな意味では、これからもずっと見続けていってもらえるのかなというふうには思っておりますが、いずれ一番大事なことは、たくさんの皆さんに来てもらう。それから、リピーターで何度も足を運んでもらう。そういう施設を目指しておりますので、そういうふうな施設になるように我々も意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 志津川の市街地については、都市再生整備計画、この場でも説明させていただきましたけれども、つくらせていただいています、令和2年から3年間ということで、令和4年度までということで計画しております。この計画自体、実は3年の期間を5年に延ばすとかというのはなかなか難しい計画になっていまして、震災から10年を迎えるということもあって、5年ではなくて3年で整備しようということで、3

年という期間で設定しました。でも、上の山公園、それに志津川保育所跡地については、今年度中に整備することにしておりますし、先ほど言った議論を踏まえて、しおさい通りも主には3年から着手できたらいいなというふうに思っております。ということで、我々としても早急に整備していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、4点目についてお伺いします。

祈念公園の維持管理についてです。先ほどのお答えですと、あの場所は何といいますか行政職員の皆様からしても思いの集まる場所であろうということで、主体的に整備していくんだというようなお考えのようです。ただ、そういったお気持ちは非常に尊重したいと思いますし、大事なことかなと思っておりますし、そういった活動を通してまた町民の皆さんへの、町民の福祉の向上に向けて皆さんが働いていただいているわけですので、その気構えを養成していくという意味でも重要なのかなと思うんですが、あまり全部やり過ぎると手が足りなくなるんじゃないかなというのがちょっと心配しているところです。草刈りであるとか、トイレの掃除であるとか、ごみ拾いであるとか、様々なことがあると思うんですけども、これ町の職員で全部やるという話になると、いや、それをやるなら、じゃ役場で仕事していただいて、それはそれで別な方に頼んだほうがいいんじゃないのかというのが、先ほどの町長の答弁は尊重したいという思いもありますが、客観的に見たらちょっと違うんじゃないのという思いもどうしてもしてしまうんですけども、現状、どうなんでしょう。手、足りるんでしょうか。もうちょっと何か、どういうふうなものがあるべき姿なのか、どのように思い描いておられるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考えだけお話をさせていただきます。

ちょうど約1年前、今年の1月頃になります。新年度予算編成がございました。当然私のチェック、入ります。その際に震災復興祈念公園の公園管理ということで、相当の金額が入ってきたと。これ何するのと聞いたら、震災祈念公園、年何回か、草刈りから含めて整備費用だという。これやめようと。その代わり草刈機械買おうと。人が乗ってずっと走る機械、ずっとというか、乗ってずっと草刈りできる機械を買いましょうよと。そのほうがいいと。何かといたら、この原点は、先ほどお話ししましたように、あの場所で志半ばで亡くなった仲間たちを、やっぱりその場所を管理するのは後輩の我々の仕事だと、そういうふうにしませうということ、草刈り機械を購入しました。それであの場所をやろうということです。

当然役場職員だけでできるわけではございませんので、それぞれ献花台については管財課が担当すると。それから名簿安置については保健福祉課のほうでやると。そして、築山の頂上のベンチの備蓄等については、総務課で。その他の施設については、建設課でやろうということで、役割分担は決めてございますが、ただ、その中で、浄化槽とかそういったいわゆる専門的なことが必要な部分がございますので、それはそれぞれの業者の方々に御依頼しましょうということで、トータル的に主体は町の職員と。しかしながら、補助的な部分については、そういった専門的な業者の方々にお願いせざるを得ないというふうに思いますし、それから先ほど申しましたように、役場職員だけではなくて地域の、町民の皆さん方にお声がけをさせていただいて、協力いただける場合には、多分年3回ぐらいの草刈りということになろうかと思っておりますので、その際には少しお手伝いをいただければというふうな計画で、この公園の管理を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 質問を検討している最中に、通告書にこの4点目を書かせていただいたときには一言言ってやろうと思って来たんですけども、町長がそこまで固い意思がおありなのなら、これ以上言うのもやばなのかなというふうに思いますが、あえてやばなことを1点だけ申し上げたいと思うんですけども、芝なんですよね、公園が。かなり広い範囲のクローバーが生えてくると。ピンセットじゃないか、ペンチ持って行って一本一本抜いているという話なんですよね。そうすると、ちょっと手入れしたいというお気持ちは分かりますけれども、それと何か実態がちょっとギャップがあるといいますか、そこまでしてやることかなというか、それなら芝じゃなくて何か違うものがあるんじゃないかなとか、できたばかりの公園にいきなりけちをつけるのも私もどうかなと思うんですけども、様々なことがちょっと聞こえてきたりはいたしておりますので、事細かに一点一点の事例をあげつらってどうのこうのということともまたちょっと違うんですけども、思いは思いとして、町長がよくおっしゃいますけれども、それは切り分けて考えていただくということで、効率的な管理というものも一定程度視野には入れていただきたいなというふうにはこの場で御進言申し上げさせていただきたいというふうには思います。

お答えがあればお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町長、本年度の管理の在り方として、職員がそれぞれ直接手をかけてやろうということで、スタートさせていただきました。いずれ当初予算すぐ出てきますの

で、今度そちらで別なこと言わなきゃいけないので、今この場で申し上げますが、財政的な視点から、日々のトイレの管理であるとか、お客様が上げた枯れた献花台の花であるとか、こういったものを職員が毎日出て行って行うというのは、なかなか財政的な部分もございまして、効率を考えれば日々の部分はある程度委託も考えていきつつ、職員として思いを寄せて作業をする、町長が申しあげている魂の部分はやはり職員たちでやっていくのが南三陸町の町の在り方としていいのではないかなと考えてございまして。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今の魂の部分は、議会広報の原稿にも書かせていただきたいと思いません。

芝、一点確認したいんですけども、防災庁舎がありまして、その前に祈りの広場じゃないか、語り継ぎの広場かな、がありまして、広い範囲が芝で覆われているんですけども、今立入禁止なんですよ。芝の上を歩かないでくださいというようなたしか状況になっていたかと思うんですけども、あれはこのままずっとそうなんですか。芝が安定したら、あそこは自由に入れるようになるんでしょうか。そこ確認したいんですけども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさにおっしゃるとおり、芝の養生中ということもございまして、今後状況を見まして、内部で相談して、中まで入らせていいものかどうかというような部分につきましても、検討させていただきたいというふうには考えてございまして。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 祈念公園の説明会等、私何度も足を運ばせていただきまして、計画、それぞれ変更、時間とともに修正なんかがありまして、その都度資料を頂きまして見比べて勉強させていただいているところなんですけれども、庁舎周辺にも木を植えて、少し目隠しと言ったら変なんですけれども、今みらいの森でしたかね、あずまやがあるあたりに植樹を盛んに行っておりますけれども、そうではないところにも木を植えていくんだよというような計画だったように思うんですが、今あまりそこが見えておりませんが、植栽等につきましては、どこかで変更があったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 植栽につきましては、今後、順次いろいろな御寄附をいただくものであったり、町で植えさせていただくものであったりということで、計画は計画として今後順次やっていくこととしてございまして。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 少し視点を変えますと、公園に行くときに、先ほどちょっとだけ触れましたが、中橋ができて、非常にデザイン性が優れていてきれいな橋が架かりました。そこを目当てにといいいますか、1回渡ってみようということで、大分大勢の方がいらっしゃっているなというふうに私も実感しております。私は全然気づかなかったというか、夜、非常にライトアップがきれいで、撮影等のスポットとして非常にきれいだなど、実際に出来上がるまで全く想定していなかったのも、こういうふうになったんだというのを改めてこれはいいなと思っているんですけども、ふと電気代とか心配になりまして、南三陸町はエコタウンへの挑戦ということをやっていますので、あれはじゃ太陽光によって発電した電力によって夜の夜間照明を賄っているのかと思ったらそうでもないという話なので、あのあたりは少し検討の余地があるのかなと思うんですが、どうでしょう。今後検討していただけないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 私も最初に橋を渡ったときにすぐにこの電源はどこか太陽光から来ているのかなということで質問したんですけども、いやこれはLEDで、非常に小さな電力のものを使っているんでそのような心配をするようなものではないんです。あと、時間的に決めて照らしているんですよね。そういったところで運用していきながら、もしそれよりもベターな方法があれば、町として考えていく余地はあるんだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。

○議長（三浦清人君） いや、今総務課長のほうで足りないの。（「いや……」の声あり）後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おっしゃることはないということのようですので、5点目に移りたいと思います。

あえて庁舎について見たくない人というふうに書きましたけれども、先ほど一般的にはこうですよというふうなお話をいただきました。これは非常にデリケートな問題でもありますので、あまり部外者というか他人が、当事者でない人間がどうのこうのと言うことでもないのかなというふうにも思っておりますけれども、実は防災庁舎について考える会というのを立ち上げて会合を複数回開かせていただきました。そのときにふと聞かれたんです、主宰して

いる私に。それは、庁舎、どうするのと。今後10年かけて考えていくという中で、やっぱり見たくないんだ、壊してほしいなという方がいるんだという話自体は私もしてきたんですけども、じゃその方たちは今どういうふうに対応されてきたのとふと投げかけられたときに、どういうふうなケアがその方たちに対してあったのといったときに、ちょっとはたと気づいたといたしますか、立ち止まって考えなければいけないと思ったという実感が私にはありまして、それこそそのケアというものの自体がその人ごとによって全く違うと思いますし、望むケアの形というのが違うと思いますし、どういった立場の人がどういった対応をすればいいのかということも千差万別であろうと思いますし、それによって必ずしも心の傷が癒やされるのかといったらそうではないと思いますので、終わりのない問題であろうとは思いますが、ただその庁舎を巡る議論の中で、町の中が分断されていくというようなことにつながることは避けていきたいなというふうに思っております。そうなった場合は、やはり自分とは違う意見の方のお話も聞いてみないといけないと思いますし、向き合っていかなければいけない時間が、タイミングがいずれ来るんだろうというふうに思いまして、今回どのようなケアが行われてきたのでしょうかというふうにお伺いをいたしました。

私の考える、私なりの瑣末な結論ですけれども、言いたいことといたしますか、もし心の中に抑え込んできた、周りが私と意見が違うから私は言わないほうがいいのかなとか抑えてきたような方がいるのであれば、どこかのタイミングで言ってもいいんですよ。その意見を1回おっしゃってみてくださいという場をつくる。お話を聞きますと。それが要望だったりした場合、それがかなうかどうかというのはまた別問題ですけれども、こういうふうに考えていますということをしていただくような場というものをやはりつくっていかないといけないのかなというふうにその考える会を主宰しながら感じたところです。まだ未熟な私の申し上げることなので、町長の心にどのぐらい届くのかというのは分かりませんが、そういった場をつくるということになれば、私は私のできる限りのことをしたいというふうに思いますけれども、行政側の皆様にも一歩歩み寄っていただくような必要がどこかに来るのかなというふうに感じています。ちょっと漠然とした抽象的な話を並べてしましまして申し訳ないんですけども、例えばあの建物は見たくないというんだったら遠回りして見ないように通ればいいのかという話もあると思いますし、ただ、私が思い描くのは、今までは見たくないと思っていたけれども、いろいろお話を重ねた結果、でも見たくないという人もいるんだということをおの建物を見ながら誰かに説明するというか語りかけるようなタイミングが来てほしいなと、そういう未来が来たらいいなと思っておりますので、そういっ

た未来をつくっていくためにできることがあれば町長に歩み寄っていただきたいなというふうに考えているんですけども、ちょっと何を聞いて何を答えればいいのか難しいところかと思いますが、一言いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 見たい、見たくないという議論、これまでも随分いろいろありました。私なりにということで限定をさせてお話をさせていただきますが、ずっと見たくない、解体してほしいという御遺族の方々と数年にわたって私向き合ってきました。最終的に私の結論、感じた結論を申し上げますと、あれは見たい、見たくないじゃないと思いました。それは、あの方々が見たくないと言っているのは、本音というか、深層心理の中では、存在そのものが許せないというのがあの方々の本音じゃないかと思いました。実は、1回、私、問いかけたことがあるんです。あれなくなったら悲しみ癒えるんですかと確認したことがあるんです。おばさんたち5人ぐらいいらっしゃった席です。その際に、その方々は、なくなったからといって悲しみが癒えるわけじゃないと話していました。というのは、見る、見ないではなくて、あの庁舎そのものの、存在そのものが許せないんだと、私はそのとき感じました。ですから、そういった心理の中を持っている方々に我々が何を問いかけても、なかなかこれは難しいなということを感じました。ですから、あえて私はそっとしておいてやりたいなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 冒頭で申し上げましたけれども、あと3か月しますと東日本大震災から10年と。節目の日と申し上げましたが、3月12日も普通に来るであろうわけですから、日々これまで歩んできた道のりの一里塚がそこにあるだけであって、変わらぬ日常が続いていていただきたいし、続いていくものだろうと信じて我々は生きていく以外ないわけですが、何と申しますか、恐らく周囲の状況が、否応なしに震災についてどうでしょうかというふうにマイクを向けられる機会が増えるのかなと思います。そのときにそれぞれが思うことをしっかりと言葉にさせていただいて、これから先の未来を語り合えるようなそういう節目の10年を迎えられたらなというふうに思っています。今、この場で町長になかなか苦しい胸の内、今までこういった場所で私自身はお聞きしたことがないようなお気持ちを伺いましたので、私自身の防災庁舎について考える会であったり今後の活動にも生かしていきたいなと思いますし、これを聞いている町民の皆さんにも思うところがあったのかなというふうに思います。

今回は、5点に分けてお伺いしました。1点目は遺構というものに対して、2点目は教育というものに対して、3点目、4点目は施設ですね、これから整備される、今もう整備された施設の活用について、そして最後、心の部分について触れさせていただきました。遺構も含めまして、震災があったという事実は消えないわけで、そこから得られた教訓を伝承していく責任が私たちにはありますので、これからも不断の努力を続けていかなければいけないなというふうに感じるところでございます。

10年目を迎えるに当たりまして、町長の所感をお伺いして最後質問の締めとさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に所感といいますか、この10年の歩みの速さということを含めて痛感しております。本当にこの10年であの復興計画が完遂できるほどに町の復興ができるのかなというふうにずっと思ってまいりました。毎日毎日、一つ一つハードルを越しながら9年9か月過ごしてまいりましたので、ある意味振り返ってみれば、あっという間の9年9か月ということですね。

今後藤議員がお話ありましたように、来年の3.11を迎えても、ただそれは一つの一里塚にすぎなくて、また次へのステップを踏み出すという日の始まりにしかすぎないと私は思っております。したがって、これまでの我々が経験してきたこと、あるいはこれからの子供たちのために、それをどのように伝えていくのかということが南三陸町に生まれ育った子供たちに対する、この震災を経験した我々の大きなものを彼らに伝えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ただ1つ言わせていただければ、私震災の直後からずっと言っているのは、昭和35年のチリ地震津波で、同じように町が壊滅して、先人の皆さんが苦勞して、汗をかいて涙を流して町を再建してきて、今を生きる我々がそれをできないわけがないということはずっと言っていたんですが、本当に全国、世界の皆さんの御支援でここまで何とかやってこれたということは、改めて本当に感謝に堪えないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

本日は、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後 3 時 2 8 分 延会